

【会議録（暫定版）】 校正中の原稿のため、正式な会議録ではありません。

10. 会議の経過

令和6年3月6日（水）午前10時02分開議

○委員長（内田美恵子君） ただいまから教育福祉常任委員会を開会いたします。

本日は、今定例会において付託されました議案15件、請願1件について審査いたします。

これより請願について審査いたします。

請願第3号、2年連続で国民健康保険税の値上げをせず、国庫負担を国に要請する請願について。

本件につきましては、請願者から意見陳述したい旨の申し出がありました。

お諮りいたします。請願第3号を審査するに当たり、田中なつみさんを参考人として出席を求め、意見を聞きたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（内田美恵子君） 御異議ないものと認めます。

よって、そのように決定いたしました。

（参考人着席）

○委員長（内田美恵子君） 田中さんに申し上げます。意見陳述の時間は5分となっております。

それでは、田中さん、意見陳述をお願いいたします。

○参考人（田中なつみ君） 私は、国民健康保険税について請願を出した我孫子社保協事務局の田中と申します。

昨年の国保税平均7,500円の値上げに続き、また今年も平均4,500円値上げの提案が3月議会に審議されるとのこと。今でさえ高過ぎる保険税に、暮らしを圧迫され、苦しむ国保加入者、払いたくても払えないと苦しむ国保加入者の声として、私たちの請願を聞いていただきたいと思えます。

改めて、憲法25条、健康に生きる権利を保障する社会保障としての国保の問題として、御審議いただきたく請願を出しました。

戦前は相互扶助制度でしたが、1961年制定の国民健康保険法は、社会保障として国民全てが何らかの公的医療保険制度に加入する国民皆保険制度の土台として整備されました。事業者負担がなく、低所得者が多いという国保には国庫負担が不可欠だとして、当初の国庫負担は総医療費の45%ありましたが、1984年に総医療費の35%に引き下げられてから徐々に減額され、現在では20%台に減ってしまいました。2008年には後期高齢者医療制度が導入され、国保から75歳以上の高齢者が切り離されましたが、国保財政は改善されず、国保税の上昇に歯止めがかかりません。

国保税の値上げが続く最大の原因は、国庫負担の削減です。我孫子市では、人口で20%、世帯数では30%が国保に加入しています。国保は赤ちゃんからも均等割が加算され、家族が多いほど

【会議録（暫定版）】 校正中の原稿のため、正式な会議録ではありません。

保険税は高く、子育て世代は同じ年収の会社員に比べ2倍も高い保険税を払っています。非正規で働く労働者も多く、子どもが欲しいけど苦しい家計を考えると子どもを持つことをちゅうちょしてしまう方もいます。

滞納世帯は国保加入者の20%もあり、保険証がなくて、具合が悪くても病院にかかれず、命を脅かされている市民がいるのではないのでしょうか。実際手後れで命を落としてしまった方が一昨年では全国で46件も報告されています。

我孫子市議会にお願いしたいことは、国保税の引上げをしなくて済むように、国や県に国庫負担を増やすように働きかけを強めていただくことです。子どもの均等割は1兆円あればなくせるとのこと。昨年から就学前の子どもの均等割は半額になり、ありがたいです。せめて18歳まで子どもの均等割はなくしてほしいんです。

全国知事会が国に要望している1兆円の国庫補助が早期に実現するよう、我孫子市は市長会を通じて国へ要望していくと、昨年8月の私たちの社保協キャラバンに回答を寄せてくださいました。まずは、1兆円の国庫補助実現のために力を尽くしてください。

国保は社会保障制度です。所得が低いのに保険税が高過ぎる、この不平等を正すことが政治の責任ではないのでしょうか。全ての人に医療を受ける権利、生きる権利が保障される制度にするために、審議を尽くしていただきますようお願いして、請願者の発言といたします。

○委員長（内田美恵子君） 以上で参考人の意見陳述は終わりました。

参考人に対する質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（内田美恵子君） ないものと認めます。

参考人に対する質疑を打ち切ります。

請願第3号、2年連続で国民健康保険税の値上げをせず、国庫負担を国に要請する請願について、紹介議員の説明を求めます。

○紹介議員（船橋優君） 紹介議員の船橋です。よろしくお願いします。

今の請願のとおり、市民は大変困っています。我孫子市は、第9期介護保険事業計画等で、高齢者や家族が住みなれた地域で安心して暮らせる地域づくりとうたっています。

本市においては、高齢化率が約31%と国全体と比べて高くなっています。一方で、労働人口は大幅に減少することが予想されており、介護をはじめとする社会保障の負担は一層、増大していきと考えられています。そのため、限りある社会資源を効果的に活用しながら、医療等を支え合っていかなければいけないと言っています。

また、市町村国保においては、幅広い年代の被保険者が存在するため、これらの年代の身体的な状況等に応じた健康課題を的確に捉え保健事業を実施することにより健康の保持増進等が図られ、

【会議録（暫定版）】 校正中の原稿のため、正式な会議録ではありません。

医療費の適正化に資すると考えられて、市も地域で一体となって被保険者を支える地域包括的ケアの充実強化に努めるものとするとも言っています。

そもそも、国保は社会保障です。全国知事会・市長会でも言っているように、軍事費ではなく国の予算1兆円を負担するよう、何とか請願をお願いしたいと思っています。

また、何とかして保険料率を上げないで会社員並みの保険料にするように協力を願いたいと思います。

よろしくをお願いします。

○委員長（内田美恵子君） 以上で紹介議員の説明は終わりました。

紹介議員に対する質疑があれば許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（内田美恵子君） ないものと認めます。

紹介議員に対する質疑を打ち切ります。

請願第3号、2年連続で国民健康保険税の値上げをせず、国庫負担を国に要請する請願について、発言があれば許します。

○委員（江川克哉君） 御請願者の方々ありがとうございます。

私どもの会派の意見を申し上げます。

まず要旨の1番目の2年連続で我孫子市の国民健康保険税の引上げをしないでほしいというような御意見なんですけれども、まず、非常にお気持ちはよく分かります。負担感が非常にあるということは、お気持ちはよく分かるんですけれども、しかしながら、令和6年度に値上げをしないと、令和7年度はもっと大幅に値上げをしないといけないことになると思います。そうすると市民の負担感は、さらに令和7年度に負担することになります。もし値上げをしなかった場合は、一般財源から繰り入れないといけませんので、そうすると社会保険加入者は二重の負担をすることを強いられることになります。

また要旨の2番目なんですけれども、国に対して1兆円の公費投入で、協会健保並みの保険税にするよというお話なんですけれども、ちょっと調べさせていただきました。まず、全国市長会が昨年11月30日付で提出した書類で、国民健康保険制度等に関する提言というのがあるんですけれども、それによりますと国保財政基盤の強化のため、平成30年度制度改革以降、実施されている公費3,400億円の財政支援について継続して実施するとともに、さらなる拡充を図ることと、こういう内容になっていまして、既に公費として3,400億円を国が負担をしているんですね。

全国知事会・市長会は、それをさらなる拡充を図ることという、そういう文言が提出されているんですけれども、そうすると今回の要旨の2番目であります1兆円の公費投入というのの根拠が見

【会議録（暫定版）】 校正中の原稿のため、正式な会議録ではありません。

当たらなかったんです。

また物価高騰などで市民の方々が非常に生活が苦しいという、これもお気持ちはよく分かるんですけども、御存じかもしれませんが、暮らしが困難な方というのは低所得者の方が多いと思うんですけども、国民健康保険は所得の低い方々に対して7割、5割、2割の軽減措置がありますので、所得の低い方が非常に苦しいのではないかと御指摘については、それについても当てはまらないのではないかとこのように考えております。

以上のような理由によりまして、私どもの会派は今回の請願には賛同しかねます。

以上です。

○委員（岩井康君） 最近の新聞報道等では、自治体の8割強が国保の値上げという動きになっています。そういう点では、全国的に非常に厳しい状況というふうになっています。

そして昨年も我孫子におきましては、平均の7,500円で、今回は4,500円、そして国保に関する赤字の部分は2億7,000万円というふうになっていますね。そのうちの約半額、1億3,000万円が一般財政からの繰入れというふうになっているわけです。そして、なぜこの半額なのかということは説明にもありません。ですからこのあたりについても、論議をしなければならぬと思います。

そしてもう一方で、新聞でも報道されている中では、値上げが多いのは、標準保険料率が市町村が独自に保険料を抑えるために行う一般会計からの繰入れをやめさせることを前提に示されるため、前年度の保険料率より高くなっていることが多いことからであると。ただ、標準保険料率は、制度上、参考値にすぎないというふうにはっきりとされています。

最終的には、保険料率を決めるのは市町村だということになりますので、実際に一般会計からの繰入れを抑える目的というのが、これもはっきりしないわけです。そういう点では、むしろ住民、市民、国民の生活に根差した対応がどうしても必要だというふうに思います。

そして今、7割、5割、2割の話もありました。じゃ、2割の方が安心できるのかということになりますと、今20%の滞納があるというふうに発言がありましたけれども、その20%の中にこの2割の人たちがどれだけいるかということで考えると、大変多いだろうというふうに思います。ですからそのあたりも含めて考えていく必要があると思いますし、やはり2年間の値上げというのは、この近隣の中でもないんです。去年は、実際には、我孫子以外なかったんです。今年があります。ですが、そういったふうに、我孫子が2年続いて値上げをしなければならぬ、このことについては、いま一つ説明が不十分だというふうに思います。

その点について、ぜひ、被保険者の立場に立って考えていただきたい、このように思います。

以上です。

○委員長（内田美恵子君） ほかにありませんか。

【会議録（暫定版）】 校正中の原稿のため、正式な会議録ではありません。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（内田美恵子君） ないものと認めます。

請願第3号に対する発言を打ち切ります。

暫時休憩いたします。

午前10時18分休憩

午前10時19分開議

○委員長（内田美恵子君） 再開いたします。

請願第3号に対する討論及び採決につきましては、請願の内容が議案第12号と密接に関わるため、議案に対する討論、採決と併せて行います。

暫時休憩いたします。

午前10時19分休憩

午前10時23分開議

○委員長（内田美恵子君） 再開いたします。

これより議案について審査いたします。

議案第10号、我孫子市介護保険条例の一部を改正する条例の制定について、当局の説明を求めます。

○介護保険室長（茅野強君） 議案第10号、我孫子市介護保険条例の一部を改正する条例の制定について御説明いたします。

議案書の42ページをお開きください。

初めに提案理由です。

本条例は、第9期介護保険事業計画の策定に伴い、令和6年度から令和8年度の65歳以上の第1号被保険者の介護保険料の額を定め、介護保険法施行令及び介護保険法施行規則などの一部改正の施行に伴う所要の改正を行うとともに、条文の整備をするため、我孫子市介護保険条例の一部を改正する条例を制定するものです。

今回の改正点は、主に3点になります。

主な内容1点目は、第1段階から第3段階の介護保険料について、国・県から介護保険低所得者保険料軽減負担金が交付されることから、国から示された公費軽減割合に基づき軽減を図るものです。

2点目は、高齢化の進展を見据え、第1号被保険者間での所得再配分機能を強化するため、国の指針に基づき保険料率の多段階化、高所得者の保険料率の引上げ、低所得者の保険料率の引下げを

【会議録（暫定版）】 校正中の原稿のため、正式な会議録ではありません。

行うものです。

3点目は、昨年末に示された国の報酬改定1.59%への引上げと、今後の介護保険事業費の増加を見据え、介護保険法施行例第39条第1項第5号に規定する、いわゆる保険料基準額を年額で第8期介護保険事業計画の基準額である第5段階の保険料年間6万円から、第9期では6万6,000円、月額500円の増額へと改定するものです。

それでは、新旧対照表に沿って説明をさせていただきます。

初めに43ページ、9条においては、第1項第1号から18号で保険料率を規定し改正しますが、第5号が介護保険法施行令第39条第1項第5号に規定する保険料基準額となります。第8期の所得段階、第5段階6万円から、第9期では、第5段階6万6,000円となります。

次に、47ページ、第9条第1項第14号から18号において、高所得者の保険料率の多段階化、保険料率の引上げを行っており、最高保険料率は、49ページ、第18号の合計所得金額2,000万円以上、保険料率、年額16万5,000円となります。

その下、第2項において、第1段階の保険料率を1万6,500円に、50ページ、第3項において、第2段階の保険料率2万3,100円に、第4項において第3段階の保険料率を4万1,500円と定め、軽減を図っております。いずれも現在の保険料率よりも軽減強化を図っています。

なお、議案資料8ページ、我孫子市介護保険条例の一部を改正する条例に関する資料につきましては、第9期計画期間中の所得段階別の介護保険料の一覧表となります。

本条例の施行期日は令和6年4月1日からの施行とするものです。

パブリックコメントについては、令和6年1月17日から令和6年1月31日までの期間で実施し、2名の方から保険料の負担軽減等の要望について6件の意見がありましたが、意見による条文の修正はありません。

以上で説明を終わります。十分な御審議の上、御可決いただきますようお願いいたします。

○委員長（内田美恵子君） 以上で説明は終わりました。

これより質疑を許します。

○委員（江川克哉君） 丁寧な御説明ありがとうございました。

まず今回の条例改正によって、低所得者の方々に対する値下げと、全体的に高所得者の方には値上げになるということですが、まず第1段階から第3段階までの値下げの方の対象というのは我孫子市民として何人ぐらいいらっしゃいますでしょうか。

○介護保険室長（茅野強君） 第1段階が令和5年10月1日現在で5,789名、第2段階が2,630名、第3段階が2,211名となります。

○委員（江川克哉君） ありがとうございます。

それと、以前は高所得者の方が13段階までで、700万円以上800万円未満の方までしかな

【会議録（暫定版）】校正中の原稿のため、正式な会議録ではありません。

くて、それ以上の方はどれだけ高所得になっても同じ値段だけだったというのが、もっとたくさんの高所得者の方は負担をして、段階的に細かく分けたということによろしいでしょうか。

○介護保険室長（茅野強君） はい、御指摘のとおりでございます。

○委員（江川克哉君） そうしますと、比較的高所得者と言える、例えば500万円以上の第11段階以上の方々というのは、我孫子市では何名ぐらいいらっしゃいますか。

○介護保険室長（茅野強君） 第11段階から第18段階までの方が合計で1,265名いらっしゃいます。

○委員（江川克哉君） ありがとうございます。

そうすると、主たる介護保険税を払っていらっしゃる中間の方々というのは、第4段階から10段階ぐらいまでだと思うんですけど、何人ぐらいいらっしゃるのでしょうか。

○介護保険室長（茅野強君） 第14段階から第10段階までの方が合計で2万8,550名いらっしゃいます。

○委員（江川克哉君） 4段階から14段階ですか。

○介護保険室長（茅野強君） 4段階から10段階になります。失礼いたしました。

○委員（江川克哉君） ありがとうございます。

そうしますと、全体としては合計金額としては値上げになると思うんですけども、市民への介護サービスへの影響というのはどんなものがありますでしょうか。

○介護保険室長（茅野強君） 値上げによる十分な介護サービスを第9期期間中に行うために、基本乗率の引上げを行うものになりますので、サービスの影響につきましてははないものと考えております。

○委員（江川克哉君） ありがとうございます。

我孫子市は、以前から御存じのように高齢化率が高いですから、非常に皆さん市民も注視した事柄になると思いますので、今後ともしっかりとした取組を何とぞよろしくお願いいたします。

以上です。

○委員長（内田美恵子君） ほかにありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（内田美恵子君） ないものと認めます。

議案第10号に対する質疑を打ち切ります。

議案第11号、我孫子市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例の制定について、当局の説明を求めます。

○介護保険室長（茅野強君） 議案第11号、我孫子市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例の制定について御説明いたします。

【会議録（暫定版）】 校正中の原稿のため、正式な会議録ではありません。

議案書別冊の1ページ目をお開きください。

初めに提案理由です。

介護サービスに関わる基準については、国において介護報酬に関わる改定に合わせて、3年ごとに見直しが行われております。本条例は、国における指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令の公布に伴い、介護サービス事業者に対し、事業所の運営規程の概要などの重要事項について、書面掲示に加えてインターネット上で公表すること及び身体拘束等の適正化のための措置を義務づけるとともに、所要の改正をするために提案をするものです。

続いて、条例制定の内容について説明いたします。

本条例において、令和6年度から介護報酬の改定に合わせて、令和6年1月25日に公布された指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令が公布されたことに伴い、本条例の第1条で我孫子市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準、第2条で指定地域密着型介護サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに関わる介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準、第3条で指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に関わる介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準、第4条で指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準、以上の4つの条例のそれぞれ一部を改正するものです。

それでは、議案資料の9ページをお開きください。

主な改正点としては、1点目は、定期巡回・随時対応型訪問介護看護、地域密着型通所介護、認知症対応型通所介護、小規模多機能型居宅介護、認知症対応型共同生活介護、地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護、介護予防認知症対応型通所介護、介護予防小規模多機能型居宅介護、介護予防認知症対応型共同生活介護、居宅介護支援及び介護予防支援などの重要事項の公表方法の見直しや、管理者の業務範囲の明確化及び身体的拘束等の適正化の推進についてです。

重要事項の公表方法の見直しでは、事業所内での書面掲示を求めている事業所の運営規程の概要等の重要事項について、インターネット上で情報の閲覧が完結するよう、書面掲示に加え、原則として、ウェブサイトに掲載することを義務づけるものです。

管理者の兼務範囲の明確化では、提供する介護サービスの質を担保しつつ、介護サービス事業所を効率的に運営する観点から、管理者が兼務できる事業所の範囲について、同一敷地内における他の事業所、施設でなくても差し支えない旨を明確化するものです。

身体的拘束等の適正化の推進では、身体的拘束等の適正化を推進する観点から、短期入所型サービス及び多機能系サービスについて、身体的拘束等の適正化のための措置、委員会の設置、指針の設置、研修の実施を義務づけるもの。

【会議録（暫定版）】 校正中の原稿のため、正式な会議録ではありません。

訪問系サービス、通所系サービス、居宅介護支援及び介護予防支援については、当該利用者または他の利用者等の生命または身体を保護するための緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行ってはならないこととする見直しをなされ、基準の改正を行うものです。

2点目は、小規模多機能型居宅介護、認知症対応型共同生活介護、地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護、介護予防小規模多機能型居宅介護及び介護予防認知症対応型共同生活介護の介護現場の生産性の向上について。

介護現場の生産性向上の取組を推進する観点から、現場における課題を抽出及び分析した上で、事業所の状況に応じた必要な対応を検討し、利用者の尊厳や安全性を確保しながら事業所全体で継続的に業務改善に取り組む環境を整備するため、利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会の設置を義務づけるものです。

3点目は、居宅介護支援の介護支援専門員、いわゆるケアマネジャーになりますが、1人当たりの取扱件数について、基本報酬における取扱件数との整合性を図る観点から、指定居宅介護支援事業所ごとに1以上の員数の常勤のケアマネジャーを置くことが必要となる人員基準を見直すものです。

なお、本条例の施行期日は令和6年4月1日から施行するものです。

パブリックコメントについては、我孫子市パブリックコメント手続実施要綱第13条第2項第4号の規定により、実施していません。

以上で説明を終わります。十分な御審議の上、御可決いただきますようお願いいたします。

○委員長（内田美恵子君） 以上で説明は終わりました。

これより質疑を許します。

○委員（島田安子君） 御説明ありがとうございました。

まず資料の9ページのところにございました、重要事項の公表方法の見直しでございしますが、これはウェブサイト掲載の義務づけ等ございました。これは国のほうの義務づけということによろしいのでしょうか。

○介護保険室長（茅野強君） 委員御指摘のとおりでございます。

○委員（島田安子君） ありがとうございます。

この一部の改正によつてのこれからの推移となると思うんですけども、各施設へのお手間とか、ここにも経過措置期間が1年とございますけれども、推進の確認とか、手助けとか、その辺のことはいかがでしょうか。

○介護保険室長（茅野強君） 運営規程につきましては、いわゆる介護事業所にとっての法律という位置づけと言われているものになりまして、現在ホームページ等でも、ほぼ大部分の事業所がホームページ等お持ちなんですけど、いろいろなところにいるいろいろなことが書かれているということで、

【会議録（暫定版）】 校正中の原稿のため、正式な会議録ではありません。

今回、具体的にはこれから国のほうから通知等があるかと思いますが、運営規程に関わるところをこういうものだよということで項目を定めて、それについて各事業所がホームページ等で掲載をして内容が確認できるという改正になります。

市のほうでも随時、運営規程、1年間の経過措置が設けられておりますが、実地指導等を含めて確認のほう進めてまいりたいと思っております。

○委員（島田安子君） それでは資料の10ページの3番のケアマネジャー1人当たりの取扱件数についてでございますけれども、ちょっとヒアリングの際に今まで35人ケアされるという規定だったところに、44まで人数が増えるというふうに受け取ったんですけれども、このことについては、基本報酬における整合性が矛盾がなく整っていること、つじつまが合うようにということで35人対応から44人対応へということでございましたけれども、従事する方大変さとかはないでしょうか。その辺を伺いたいと思います。

○介護保険室長（茅野強君） まず、制度的な改正といたしまして、委員御指摘のとおり、今まで35名だったものが44名ということで変わっております。

これは、今までの報酬請求ということになりますと、40件未満ですと通常の請求ができるところなんです、40件を超えてしまうと報酬単価が6割程度に下がって請求、いわゆる減算になってしまうということで。そうすると、多くケアプランを作成したいところでも、40を超えてしまうと報酬単価が下がってしまうということで、なかなかちょっとそれはできない。手を挙げる事業者さんが多くはなかったということで、今回の改正では、予防の方は3分の1を、3人を1人ということでカウントするというのも明文化されまして、今後、報酬改定のほうも国から追加で来るかと思いますが、44名に関しては通常請求が可能とするものということになります。

あと、ケアマネさんの手間につきましては、やはりいろいろケアマネさんと聞き取りする中で、来週もちょっとケアマネ協議会等もありますので、こちらの素案をお示しながら、お手間とかの話につきましても意見等お伺いさせていただきまして、現状把握等行っていきたいと思っております。

○委員（島田安子君） ありがとうございます。終わります。

○委員（岩井康君） 議案資料の9ページの（3）身体的拘束等の適正化の推進とありますが、見直しを行うというに書かれておりますが、ということはそれ以前の現在といたしますか、見直しを行う前の時点では、例えばどのような問題があったのか含めて、我孫子ではどうだったのかお知らせください。

○介護保険室長（茅野強君） こちらの身体拘束の適正化につきましては、前回のこちらの見直しのほうで行われていたところになりまして、前回で見直しが行われたこと、新たに制定されたことにつきましては、記録の整備、それと委員会の開催、指針の整備、研修の実施というのが位置づけられました。

【会議録（暫定版）】 校正中の原稿のため、正式な会議録ではありません。

ただ、現在の国の資料等を見たところ、依然として要介護施設従事者による身体拘束の大体30%程度が、身体拘束が緊急やむを得ない場合に規定されている手続を経ていない要介護施設従事者による身体拘束が、2割から3割行われているということで、今回の見直しに至った経緯となります。

○委員（岩井康君） ありがとうございます。

それで、その後のところで1年間の経過措置となっているんですけども、1年間の間、経過措置ですから、一定期間、間が空くわけですね。その間の例えば暫定的な対応といいますか、そのあたりはどうなんでしょうか。

○介護保険室長（茅野強君） 当然1年後には経過措置が終わるということですけども、事業所のほうには、もう4月1日からできることは、もうすぐ取り組むようにということで、通知等を送りながら実施状況等につきましては確認していきたいと思っております。

○委員長（内田美恵子君） ほかにありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（内田美恵子君） ないものと認めます。

議案第11号に対する質疑を打ち切ります。

議案第12号、我孫子市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について、当局の説明を求めます。

○国保年金課長補佐（野口秀郎君） 議案第12号、我孫子市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について御説明いたします。

議案書52ページをお開きください。

提案理由を御説明します。

国民健康保険事業特別会計における財政収支の改善を図るため、基礎課税額及び後期高齢者支援金等課税額の税率を改定するため提案するものです。

本市の国民健康保険の財政状況は、被保険者数の減少に伴い、収入源である保険税納付額等も税率改定による増加はあるものの減少傾向にある一方、1人当たりの医療費は増加しているため、千葉県に支払う国民健康保険事業費納付金などの支出額が収入額を上回る状況が続いています。

令和3年度及び5年度に税率改定を行いました。不足額の解消に至っておらず、令和4年度までは国民健康保険財政調整基金を活用することで対応していました。

しかし、基金残高も減少し、令和5年度は基金残高全額を繰り入れしても不足額の解消には至らず、赤字補てんのため一般会計から法定外繰入れを行わなければならない状況です。

今回、千葉県が示した仮係数による事業費納付金を基に令和6年度の予算編成をしたところ、国民健康保険財政調整基金も枯渇したことから、約2億7,000万円の財源を確保することが必要

【会議録（暫定版）】 校正中の原稿のため、正式な会議録ではありません。

となりました。

財政収支の改善を図るためには、保険税率の改定もしくは一般会計からの決算補填等を目的とした法定外繰入れの2つの方法しかありません。しかし、財政運営の責任主体である千葉県が策定する令和6年度4月を始期とする第2期国民健康保険運営方針案では、決算補填等の目的の法定外繰入れは、保険給付と保険料負担の関係性が不明瞭となること、また、被保険者以外の住民に負担を求めることとなること等から、解消、削減を図るべきである。よって、県全体として令和12年度までに決算補填等目的の法定外繰入れを解消することを目標とされています。

このようなことから、安定的な事業運営を行うため、千葉県が示す標準保険料率等を参考に、我孫子市国保運営協議会の答申を受けた上で、保険税率を改定するものです。

それでは、条例の一部を改正する内容につきまして御説明いたします。

議案書53ページを御覧いただくとともに、議案資料11ページを御覧ください。

初めに第4条、国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の被保険者均等割額を1万8,000円から2万1,200円に改める。

議案書54ページをお開きください。

第5条、国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の世帯別均等割額を、第1号の特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯は1万8,600円から2万2,300円に、第2号の特定世帯は9,300円から1万1,150円に、第3号の特定継続世帯は1万3,950円から1万6,725円にそれぞれ改める。

第6条、国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の所得割額を100分の3.91から100分の3.85に改める。

第7条、国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額を9,600円から1万500円に改める。

次に、低所得世帯のための軽減制度についての改正です。

まずは、7割軽減該当世帯の場合です。

議案書56ページを御覧ください。

第21条第1項第1号ア、国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の被保険者均等割額を1万2,600円から1万4,840円に改める。

議案書57ページを御覧ください。

イ、国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の世帯別平等割額を、（ア）特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯は1万3,020円から1万5,610円に、（イ）特定世帯は6,510円から7,805円に、（ウ）特定継続世帯は9,765円から1万1,708円にそれぞれ改める。

ウ、国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額を6,720

【会議録（暫定版）】校正中の原稿のため、正式な会議録ではありません。

円から7,350円に改める。

次に、5割軽減該当世帯の場合です。

議案書58ページを御覧ください。

第2号ア、国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の被保険者均等割額を9,000円から1万600円に改める。

イ、国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の世帯別平等割額を、（ア）特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯は9,300円から1万1,150円に、（イ）特定世帯は4,650円から5,575円に、（ウ）特定継続世帯は6,975円から8,363円にそれぞれ改める。

ウ、国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額を4,800円から5,250円に改める。

次に、2割軽減該当世帯の場合です。

議案書59ページを御覧ください。

第3号ア、国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の被保険者均等割額を3,600円から4,240円に改める。

イ、国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の世帯別平等割額を、（ア）特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯は3,720円から4,460円に、（イ）特定世帯は1,860円から2,230円に、（ウ）特定継続世帯は2,790円から3,345円にそれぞれ改める。

ウ、国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額を1,920円から2,100円に改める。

未就学児の均等割軽減額についても改正いたします。

議案書60ページを御覧ください。

第2項第1号、基礎課税額の被保険者均等割軽減額を、ア、7割軽減該当世帯は2,700円から3,180円に、イ、5割軽減該当世帯は4,500円から5,300円に、ウ、2割軽減該当世帯は7,200円から8,480円に、エ、軽減該当世帯以外の世帯は9,000円から1万600円にそれぞれ改める。

第2号、後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額を、ア、7割軽減該当世帯は1,440円から1,575円に、議案書61ページを御覧ください。イ、5割軽減該当世帯は2,400円から2,625円に、ウ、2割軽減該当世帯は3,840円から4,200円に、エ、軽減該当世帯以外の世帯は4,800円から5,250円にそれぞれ改める。

なお、今回改正する保険税率は、令和6年度算定分から適用になります。

また、保険税率を改定することにより、約1億200万円の保険税増収を見込んでいます。

パブリックコメントは、国民健康保険法第11条第2項に基づき、我孫子市国保運営協議会にて

【会議録（暫定版）】 校正中の原稿のため、正式な会議録ではありません。

諮問、答申を実施しており、我孫子市パブリックコメント手続実施要綱第3条第2項第3号、施策の策定について法令等に意見聴取手続が定められている場合に該当することから、パブリックコメントの実施を見送りました。

以上で説明は終わります。十分な御審議の上、御可決いただきますようお願いいたします。

○委員長（内田美恵子君） 以上で説明は終わりました。

これより質疑を許します。

○委員（岩井康君） ありがとうございます。

国保の財源として2億7,000万円の赤字という報告から入ったわけですね。そのうちの1億3,000万円が一般財政からの繰入れというふうになっているんですけども、一つ県の指標と見えますか、あれが示されるのは、たしか6月頃じゃないですか、実際には。そのあたり、まず最初に1つその点についてお伺いしたいと思います。

○国保年金課長（海老原正君） 県から仮係数で、まずは国が示す仮係数で事業費納付金を計算します。それが12月の初旬に、仮係数での算定は県から届きます。

○委員（岩井康君） 12月に仮係数が出されたということですけども、実際に確定するといえますか、固まるのが6月というふうになっているんですが、このあたり違うんでしょうか。

○国保年金課長（海老原正君） 確定の係数についての事業費納付金については、今年の2月の上旬に届いています。そのところで事業費納付金について差額がございますので、それにつきましては翌年度の9月補正で補正しております。

○委員（岩井康君） 補正で調整ということですね。分かりました。

それと、先ほどのところで2億7,000万円の赤字に対して1億3,000万円一般財政からの繰入れと。この1億3,000万円の根拠はどういうことですか。

○国保年金課長（海老原正君） まず赤字額が2億7,000万円ほどございましたので、そこで全額税率改定となりますと、これは非常に被保険者の方の負担が大きくなるというところで、去年に引き続いての2年間の引上げになりますから、去年よりはさらに引上げ額を抑えつつ、その半分については一般会計から繰り入れるということで、この辺は税金から投入するわけになりますので、国民健康保険に加入されていない方、市民の約8割は国民健康保険以外の社会保険ですので、そちらの方の理解が得られるであろうという線で、半分会計からの繰入れとさせていただきます。

○委員（岩井康君） であろうという形でね、約半額、半分、1億3,000万円になったというのは、説明としてはもうちょっと正確っていいですかね、皆さんが納得できるようなものにしていく必要があるんじゃないかなと思うんですけども。実際に1億3,000万円を出して、さらには赤字なわけですから、実際にはね。そのために4,500円が充当されるわけですよ。

【会議録（暫定版）】 校正中の原稿のため、正式な会議録ではありません。

そのあたりについて、去年は近隣市では上げたところないんですよね、去年はね。ところが、今年は上げるところ随分ありますけれども。そういう点では、我孫子の場合2年連続ですので、このあたり何とかならないのかなというのは、先ほども請願された方からも言われているわけなんですね。

ですから大変厳しい、市民の方々も厳しい、そして社会保障でもあるということで、社会保障というのは実際にはいろいろありますよね。例えば対応しないような人たちも税金を払っているわけですから。例えば、学童がない家庭だって、税金のうちからいろんな形で払っているものもありますし、そういう点では、負担の問題は必ずしも8割の方々がという言い方にはならないんじゃないかというふうに思うんですが、いかがなものでしょうか。

○国保年金課長（海老原正君） 提案理由の説明でもさせていただきましたけれども、県のほうで今、千葉県の国民健康保険事業の運営方針というものをつくってしまっていて、これが来月の4月からスタートする第2期目の運営方針になります。その中には、一般会計からの赤字繰入れ、いわゆる法定外の繰入れになるんですけども、それは解消していかないといけないんだろうということで、県の目標としまして、令和12年度までに一般会計からの赤字繰入れは解消するという目標が掲げられます。

したがって、令和12年度までには、県から標準保険料率というものを示されます。これが理論的に、こちらの標準保険料率に合わせれば、理論上、事業費納付金を含むものを保険税で賄えるようになりますので、まず、令和12年度までには保険料率のほうに近づけないということがございます。そういったことから、先ほどの繰り返しになりますけれども、今回2年連続にはなりますが、負担感をなるべく和らげるために、全額の引上げということではなくて、1人当たり4,500円の引上げとさせていただきたいということで御提案させていただいております。

○委員（岩井康君） 標準保険料率については、制度上からいっても、いわゆる参考値というふうな言い方をされているんですね。ですから参考値であって、実際には、最終的には保険料率については、決めるのは市町村というふうになっているんですよね。ですから、そのあたりについてやっぱり決めるのは市町村なので、そこに実際住まわれている市民の方々の負担をどう軽減するかというのが税金の使い方ですね。このあたりが一番の市民の皆さんが納得できるように、ぜひしていただきたいということなんですけれども。

○国保年金課長（海老原正君） おっしゃるとおり標準保険料率、県から示されますので、それはあくまでも参考値ということです。実際に税率を決定するのは各自治体になりますので、そういう中で、県から今回示された標準保険料率に全て合わせてしまうと、これは1人当たり非常に御負担が大きくなるという中で、今回引上げさせていただく税率を決定させていただいて、なおかつ半分については一般会計から少し繰入れさせていただくということで御提案させていただいております。

【会議録（暫定版）】 校正中の原稿のため、正式な会議録ではありません。

○委員（芝田真代君） こんにちは。私も、このたび社保から国保に変更になりましたものでして、大変、国保は高い金額を払っているんだなというのを実感しているものです。

その中で今、令和12年までの繰入れを解消していくことが目標というお話を伺っておりますが、今後ずっと上がり続けるということでしょうか。緩やかにするために今回の2年上がっていくんだよという説明は受けましたが、その先、例えば今回2年上げるのは申し訳ないから、今回は上げないで横ばいでいきましょうってなったときに、高額に上げてしまわないようにの今回の施策だと伺っております。

この先でも令和12年までに繰入れを解消するとなると、今後も緩やかに繰り上がっていつてしまうのではないかと不安だったり、皆さんに対しての負担だったりというのを感じざるを得ないのですが、その辺詳しくお聞かせいただけますでしょうか。

○国保年金課長（海老原正君） 毎年、来年度の予算編成するときに、どのくらいの赤字になるかというところで検討するんですけども、その赤字額がどのくらいになるかが県から示される国民健康保険の事業費納付金が幾らになるかで大きく変わってきます。

その事業費納付金自体がどのくらいに今後なるかという推計については、県でも推計しないと言っています。なぜかという、国からとか、いろいろ入ってくる公費、そういったものが引かれるわけなんですけれども、その辺あたりの数字が不透明なので、事業費納付金がどのくらいになるか、ちょっと推計していないということですので、私どもとしましても、今後どのくらいの赤字になるかというところが計算できないというのが現状でございます。

ただ、今後も赤字にはなるんだろうというところで、大体今のところ来年度については2億7,000万円の赤字になっています。令和5年度の当初予算編成時点では約5億円というところですので、今後も、その範囲の中で赤字は続くんだろうなということでは考えております。

○委員（芝田真代君） そうすると、今後も緩やかに上がっていく可能性はあるということですね。

○国保年金課長（海老原正君） 税率については、できれば今の収入がそのままであれば、改定しないほうが我々としてもいいんですけども、そうはいかないと思いますので。実際に引上げていくかどうかというのは、その時々やっぱり赤字額の幅とかもありますし、社会情勢というところもありますので、それは事業費納付金が示された時点で、引上げについては検討していかざるを得ないのかなとは考えております。

○委員（芝田真代君） 御答弁ありがとうございます。

今現状、お給料が上がったところで物価も既に上がっているんで、もう全てが上がっている自営で働いている方々にとっては、手元に利益というのは感じられていないと思うんですね。

その中で、このままでは、ましてや働いていないで年金で暮らしていますよという方だったりす

【会議録（暫定版）】 校正中の原稿のため、正式な会議録ではありません。

ると、滞納、未納、そしてあと生活保護に流れていかれる方もいらっしゃると思います。マイナスに感じさせない何か対策として、多分今回の請願に関しても出されたと思いますので、ぜひ2年連続でということであるのであれば、どこかでやっぱり市民が納得する形での引上げをお願いしたいと思います。御答弁は結構です。

○委員長（内田美恵子君） ほかにありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（内田美恵子君） ないものと認めます。

議案第12号に対する質疑を打ち切ります。

議案第13号、我孫子市ひとり親家庭等の医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例の制定について、当局の説明を求めます。

○子ども支援課主幹（三宅智之君） 議案第13号、我孫子市ひとり親家庭等の医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例の制定について御説明いたします。

議案書の62ページを御覧ください。

提案理由は、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律の一部改正により裁判所の発する命令に関する規定が改められることに伴い、条文を整備するため提案するものです。

改正の内容といたしましては、議案書の63ページ下段を御覧ください。

令和5年5月に、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律の一部を改正する法律が公布され、裁判所が発する保護命令制度の拡充と保護命令違反の厳罰化が図られました。これにより、今まで同法第10条第1項に規定されていた、接近禁止命令と退去等命令が分割され、第10条第1項に接近禁止命令、新設された第10条の2に退去等命令が規定されることになりました。

これに伴い、我孫子市ひとり親家庭等の助成に関する条例第2条第2号アにおいて、ひとり親家庭等の父母等として定義する要件中、（オ）に規定する、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律第10条第1項の文言の後に、「または第10条の2」という文言を追加し、改正いたします。

なお、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律の一部を改正する法律は、令和6年4月1日施行となっていることから、本条例もそれに合わせて令和6年4月1日から施行をいたします。

以上で議案第13号に対する説明を終わります。十分な御審議の上、御可決いただきますようお願いいたします。

○委員長（内田美恵子君） 以上で説明は終わりました。

これより質疑を許します。

【会議録（暫定版）】 校正中の原稿のため、正式な会議録ではありません。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（内田美恵子君） ないものと認めます。

議案第13号に対する質疑を打ち切ります。

議案第14号、我孫子市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について当局の説明を求めます。

○保育課主幹（石崎宣生君） それでは、議案第14号、我孫子市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について説明いたします。

議案書の65ページを御覧ください。

提案理由は、特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準の一部改正に伴い、施設の運営規程の概要等の重要事項について、書面掲示に加えてインターネット上で公表することを義務づけるとともに、条文を整備するため提案するものです。

市では、子ども・子育て支援法第34条第3項及び第46条第3項の規定に基づき、特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準府令を基準として、市基準条例を制定しています。

今回改正された基準府令は、市が基準条例を定めるに当たっての参酌すべき基準となっています。通常、市の基準条例は、基準府令の条文に準じた条文となっているため、基準条例の規定を基準府令と同様に改正するものです。

議案書の66ページを御覧ください。

第23条は、同条に規定する施設の重要事項の書面掲示の義務づけを見直し、書面掲示に加えインターネットを利用して公衆の閲覧に供しなければならないこととするため、改正を行うものです。

次に、議案書の67ページを御覧ください。

53条は、同条第2項第2号に規定する磁気ディスク及びCD-ROM等の使用による記録の交付を定めた規定における改正前の「磁気ディスク、シー・ディー・ロムその他これらに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物」について、技術中立性を明らかにする観点から、媒体の種類を示さない形の「電磁的記録媒体」に改め、文言の適正化を図るものです。

この条例は公布の日から施行します。

ただし、第23号の改正規定は令和6年4月1日から施行します。

以上で説明を終わります。十分な御審議の上、御可決いただきますようお願いいたします。

○委員長（内田美恵子君） 以上で説明は終わりました。

これより質疑を許します。

【会議録（暫定版）】 校正中の原稿のため、正式な会議録ではありません。

○委員（甲斐俊光君） すみません、ちょっとしたことなんですけれども、こちらの議案書の66ページの第23条、こちらインターネット上で公表なんですけれども、読みますと、「掲示するとともに、電気通信回線に接続して行う自動公衆送信（公衆によって直接受信されることを目的として公衆からの求めに応じ自動的に送信を行うことをいい、放送又は有線放送に該当するものを除く。）により公衆の閲覧に供しなければ」というのが、物すごく分かりづらくて、先ほど議案11号にあったんですけれども、重要事項をウェブサイトに掲載しなければならないみたいな簡単な記載じゃ駄目だったんでしょかね、こちら。

○保育課主幹（石崎宣生君） この規定につきましては国の文言になりますので、その文言をそのまま使用している形になります。

○委員（甲斐俊光君） 私が読んでもよく分からなくて、一般の方がよく。自動公衆送信というのがよく分からなくて。国の文言なんだろうけれども、業者さんからも非常にいろいろなものがあるんじゃないかと。例えばiモードだったら駄目なのか、まあ、なくなったかもしれないですけど、駄目なのかなとか。ユーチューブもあるのかなとか、何かいろいろ何か余計な想像させるというか、国の文言なので仕方ないのかもしれないんですけれども、ちょっと分かりやすいほうがいいかなとは思いました。要望です。

○委員長（内田美恵子君） ほかにありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（内田美恵子君） ないものと認めます。

議案第14号に対する質疑を打ち切ります。

議案第21号、我孫子市使用料条例の一部を改正する条例の制定について、当局の説明を求めます。

○文化・スポーツ課長（辻史郎君） 議案第21号、我孫子市使用料条例の一部を改正する条例の制定について御説明させていただきます。

議案書97ページ、併せて議案資料14ページを御覧ください。

提案理由です。

受益者負担の適正化のため、湖北台中央公園の野球場の使用料を改定するとともに、中学校体育館の空調設備に係る使用料を新たに定めるため提案するものです。

提案内容ですが、湖北台中央公園の野球場については、今まで1時間当たり一般と大学生が800円、高校生以下400円のところ、受益者負担の在り方に関する基本方針に基づき、1時間当たり一般と大学生を1,000円、高校生以下を500円に改定するものです。

なお、湖北台中央公園の野球場については、4年前の令和2年3月に一度値上げを実施していますが、激変緩和措置によって、それぞれ700円を800円に、350円を400円にと、1.14

【会議録（暫定版）】 校正中の原稿のため、正式な会議録ではありません。

倍の小幅な値上げにとどめていました。今回の値上げは、受益者負担の在り方に関する基本方針から導き出された適正額に近づけるべく改正を提案するところです。

近隣市の状況につきましては、野球場の立地や設備内容、設置経緯などが異なるため、一概に比較はできませんが、おおむね適正な金額であると考えます。

次に、議案書100ページを御覧ください。

中学校体育館の空調設備ですが、平成31年に設置され、今まで6月から9月までの夏季の期間、暑さ指数、WBGT28以上の嚴重警戒レベルの際に、利用登録を行った団体に対し、運用上、熱中症対策として空調使用を無料で認めてきました。しかし、昨今、電気代が高騰し、中学校の光熱水費を圧迫することになっていることから、空調設備を使用した者が使用実績に基づき負担することが受益者負担の観点から望ましいと考え、使用料の新設を提案することになりました。

備考1は、減免に関する規定ですが、「中学校の体育館の空調設備に係る使用料を除く」とあるのは、空調設備の使用に関しては、高校生以下の者を主たる構成員とする団体であっても使用料を徴収することを示したものです。

1時間当たり240円の算出根拠ですが、昨年7月から8月にかけて、我孫子中学校、白山中学校、湖北台中学校でエアコン電気使用量と時間数の記録を取り、1時間当たりの電気使用量を平均約35キロワットアワーと算出し、電気単価26.34円と、受益者負担割合0.25を掛けて切上げた値240円を1時間当たりの空調設備使用料といたしました。

なお、近隣自治体での空調使用料の事例ですが、議案資料14ページにあるように、流山市と浦安市が徴収しています。流山市では、プリペイドカード方式で使用した電気代に相応する実費を徴収しており、学校によって機種が異なるため、料金は1時間当たり1,096円から2,200円と異なっています。また、浦安市では、中学校体育館のエアコン使用料として1時間当たり320円を徴収しています。このことから、当市での改正後に徴収する1時間240円は妥当な金額であると考えております。

条例は、御可決いただきましてから、周知期間を取って令和6年10月1日から施行する予定です。ただし、中学校体育館の空調設備利用に係る別表第3の改正は、6月1日から施行する予定です。

なお、条例改正に当たっては、令和5年12月8日から令和6年1月10日までパブリックコメントを実施しましたが、特に意見はありませんでした。

十分な御審議の上、御可決いただきますよう、よろしくお願いいたします。

○委員長（内田美恵子君） 以上で説明は終わりました。

これより質疑を許します。

○委員（芝田真代君） 質問させていただきます。

【会議録（暫定版）】 校正中の原稿のため、正式な会議録ではありません。

中学校と小学校で値段が変わってくるのはやっぱり使用頻度の差ですか。

議案書100ページの……、何か間違えて見ていましたかね。すみません、間違えました。失礼しました。

○委員（島田安子君） 質問させていただきます。

体育館の空調設備この240円という設定の算出に関しては理解いたしましたけれども、先ほど流山市とか、近隣市のことの御説明がございましたけれども、どのような形で徴収される御予定でございましょうか。お願いいたします。

○文化・スポーツ課長（辻史郎君） 我孫子市での徴収ということによろしいですか。

子どもは、使用団体、登録団体に対しまして利用実績に合わせて、後で要は請求を行うという形になりますので、こちらの空調使用に関しましてもそれと同じで、使った方に利用金額を後から請求するという形になります。

○委員（島田安子君） ありがとうございます。

本当に、これは施行がこのことに関しては6月1日からということでございますので、今夏のこの暑さのことも考えてのこととございましょうと思いました。

ありがとうございます。よろしくお願いいたします。

○委員長（内田美恵子君） ほかにありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（内田美恵子君） ないものと認めます。

議案第21号に対する質疑を打ち切ります。

議案第22号、我孫子市民体育館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について、当局の説明を求めます。

○文化・スポーツ課長（辻史郎君） 議案第22号、我孫子市民体育館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について御説明させていただきます。

議案書101ページ、併せて議案資料14ページを御覧ください。

提案理由です。

受益者負担の適正化のため、我孫子市民体育館の野球場の使用料を改定するため提案するものです。

提案内容ですが、我孫子市民体育館野球場について、今まで1時間当たり高校生以下と65歳以上が750円、一般が1,500円のところ、受益者負担の在り方に関する基本方針に基づき、1時間当たり高校生以下と65歳以上を950円、一般を1,900円に改定するものです。

議案第21号と同様に、令和2年3月の値上げの際には、市民体育館野球場の使用料も激変緩和措置によって、それぞれ700円を750円、1,400円を1,500円と1.07倍の小幅な

【会議録（暫定版）】 校正中の原稿のため、正式な会議録ではありません。

値上げにとどめていました。今回の値上げは適正額に近づけるべく改正を提案するところです。

条例は御可決いただきましてから、周知期間を取って令和6年10月1日から施行する予定です。

なお、条例改正に当たっては、令和5年12月8日から令和6年1月10日までパブリックコメントを実施しましたが、特に意見はありませんでした。

十分な御審議の上、御可決いただきますようよろしくお願いいたします。

○委員長（内田美恵子君） 以上で説明は終わりました。

これより質疑を許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（内田美恵子君） ないものと認めます。

議案第22号に対する質疑を打ち切ります。

議案第26号、令和5年度我孫子市国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）について、当局の説明を求めます。

○国保年金課長補佐（廣瀬弘忠君） それでは、議案第26号、令和5年度我孫子市国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）について御説明いたします。

補正予算書の125ページをお開きください。

今回の補正は、既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ3億7,041万7,000円を減額し、予算総額を歳入歳出それぞれ117億4,372万4,000円とするものです。

それでは、事項別明細書に基づき主な項目を御説明いたします。

133ページをお開きください。

初めに歳入です。

款5項1目1保険給付費等交付金の節1、保険給付費等交付金（普通交付金）につきましては、保険給付費の支出が当初見込みを下回ったことなどにより、3億5,399万6,000円を減額するものです。

節2保険給付費等交付金（特別交付金）につきましては、特定健康診査等負担金等の交付決定に伴い144万1,000円を減額するものです。

款6項1目1一般会計繰入金のうち、節1保険基盤安定繰入金（保険税軽減分）及び節2保険基盤安定繰入金（保険者支援分）につきましては、国民健康保険基盤安定負担金の交付決定に伴い、合わせて3,147万8,000円を増額するものです。

その下の節3未就学児均等割保険税繰入金につきましては、未就学児均等割保険料負担金の交付決定に伴い、16万9,000円を減額するものです。

その下の節4職員給与費等繰入金につきましては、歳出における総務費の減額に合わせて、309万3,000円を減額するものです。

【会議録（暫定版）】 校正中の原稿のため、正式な会議録ではありません。

その下の節6 出産育児一時金等繰入金につきましては、出産育児一時金の支給額の減に伴い、166万6,000円を減額するものです。

その下の節8 その他一般会計繰入金につきましては、国民健康保険基盤安定負担金の増額などに伴い、4,342万5,000円を減額するものです。

135ページをお開きください。

款8項2目1 一般被保険者返納金につきましては、不当利得による返納金が当初見込みを上回ったことにより、127万1,000円を増額するものです。

目3 一般被保険者第三者納付金につきましては、交通事故による第三者求償返還額が当初見込みを上回ったことにより、62万4,000円を増額するものです。

次に、歳出について御説明いたします。

137ページをお開きください。

款1項1目1 一般管理費のうち、右側のページ説明欄、2つ目の丸、国民健康保険事務運営費につきましては、通信運搬費が当初見込みを下回ったことにより、140万円を減額するとともに、電算委託料は、レセプト処理件数の減少に伴い、50万円を減額するものです。

139ページをお開きください。

款2項1 療養諸費につきましては、被保険者数の減により当初見込みを下回ったことなどから、療養者費全体で3億1,400万円を減額するものです。

項2目1 一般被保険者高額療養費につきましては、被保険者数の減などにより当初見込みを下回ったことから、4,000万円を減額するものです。

項4目1 出産育児一時金につきましては、当初見込みよりも件数が下回ったことにより、250万円を減額するものです。

141ページをお開きください。

項5目1 葬祭費につきましては、当初見込みより件数が下回ったことにより、150万円を減額するものです。

項6目1 傷病手当につきましては、見込みを下回ったことにより、50万円を減額するものです。

143ページをお開きください。

款5項1目1 保健衛生普及費のうち、節12 委託料につきましては、データヘルス計画に基づく保健事業委託料のうち、糖尿病性腎症重症化予防事業の保健指導委託分において、保健指導申込み者数が当初の見込みを下回ったことなどにより、719万5,000円を減額するものです。

節18 負担金補助及び交付金につきましては、はりきゅうマッサージ利用者助成金における申請件数が当初見込みを下回ったことにより、150万円を減額するものです。

中段の項2目1 特定健康診査等事業費につきましては、健康づくり支援課への執行委任により実

【会議録（暫定版）】 校正中の原稿のため、正式な会議録ではありません。

施している特定健診特定保健指導等の事業において、特定健診受診券作成業務委託料等が入札の結果安価に契約できたことにより、一般会計への繰入金108万8,000円を減額するものです。

以上で説明を終わります。十分な御審議の上、御可決いただきますようお願いいたします。

○委員長（内田美恵子君） 以上で説明は終わりました。

これより質疑を許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（内田美恵子君） ないものと認めます。

議案第26号に対する質疑を打ち切ります。

議案第27号、令和5年度我孫子市介護保険特別会計補正予算（第3号）について、当局の説明を求めます。

○介護保険室長（茅野強君） 議案第27号、令和5年度我孫子市介護保険特別会計補正予算（第3号）について御説明いたします。

補正予算書の151ページをお開きください。

本案は、既定の歳入歳出予算の総額から、歳入歳出それぞれ3億1,746万3,000円を減額し、予算総額を120億5,485万9,000円にしようとするものです。

それでは、事項別明細書に沿って主な内容を御説明いたします。

159ページをお開きください。

初めに、歳入について御説明いたします。

歳入では、主に歳出予算における介護給付費及び地域支援事業費の支出の増減に伴い、特定財源となる国庫支出金、支払基金交付金、県支出金、繰入金について、それぞれ増額、減額をします。

上段、国庫支出金は、款2項1目1介護給付費負担金について、7,385万円の減額となります。

その下、款2項2目2地域支援事業費交付金（介護予防・日常生活支援総合事業）について、549万円の増額となります。

また、款2項2目3地域支援事業交付金（介護予防・日常生活支援総合事業以外）について、342万3,000円の減額となります。

下段、支払基金交付金、県支出金、一般会計繰入金については、国庫支出金と同様、地域支援事業交付金（介護予防・日常生活支援総合事業）については増額となり、介護給付費負担金、地域支援事業交付金（介護予防・日常生活支援総合事業以外）については、それぞれ減額となります。

次に、163ページをお開きください。

款6項1目5その他一般会計繰入金のうち、節1職員給与費等一般会計繰入金は、会計年度任用

【会議録（暫定版）】 校正中の原稿のため、正式な会議録ではありません。

職員の人件費について不用額が生じたため、920万1,000円の減額。

節2事務費一般会計繰入金は、介護認定調査費などに不用額が生じたため、144万円を減額するものです。

款6項2目1介護保険財政調整基金繰入金については、介護給付費及び地域支援事業費に減額が生じたことから、1,374万5,000円を減額するものです。

次に、歳出について御説明いたします。

165ページをお開きください。

款1総務費では、項1目1一般管理費、説明欄1つ目の丸、会計年度任用職員人件費について、介護認定調査員について新たな採用ができなかったことなどから、920万1,000円を減額するものです。

中段、款1項2目1賦課徴収費は、コンビニ収納取扱件数の増加により、手数料6万7,000円を増額するものです。

下段、款1項3目2認定調査費等は、介護認定調査費について主治医意見書の作成への手数料に不用額が生じたため、合わせて150万7,000円を減額するものです。

167ページをお開きください。

款2保険給付費については、利用者や対象者の増減によりそれぞれ増額、減額するものとなります。

主なものは、款2項1目1居宅介護サービス給付費等のうち、説明欄2つ目の丸、地域密着型介護サービス給付費は、居宅の要介護者が地域密着型の居宅介護サービスを受けたときに支給される介護給付費です。利用者が当初の見込みを下回ることから、1億8,000万円を減額します。

款2項1目2施設介護サービス等給付費は、要介護者が特別養護老人ホームなどで施設介護サービスを受けたときに支給される介護給付費です。利用者が当初見込みを下回ることから、1億5,000万円を減額します。

款2項1目3居宅介護サービス計画等給付費は、要介護者に対するケアプラン作成サービスを受けたときに支給される介護給付費です。利用者が当初見込みを上回るため、2,700万円を増額いたします。

169ページをお開きください。

2段目、款2項6目1特定入所介護サービス等費は、施設に入所する方の食費や居住費の軽減を受けたときに支給される介護給付費です。令和3年8月に制度改正が行われたことにより、給付費が当初の見込みを下回ることから、5,500万円を減額いたします。

3段目、款3地域支援事業費については、項1目1介護予防・生活支援サービス事業費は、要支援1、2の方が訪問型、通所型サービスを受けたときに支給される給付費です。給付費が見込みを

【会議録（暫定版）】 校正中の原稿のため、正式な会議録ではありません。

上回ることから、2,405万円を増額します。

下段、款3項2目1一般介護予防事業費のうち、説明欄1つ目の丸、地域介護予防活動支援事業について、きらめきデイサービスについて、各サロンの高齢化により実施回数や参加者数が減少していることにより、利用者が当初の見込みを下回ることから、委託料135万円を減額します。

また、介護保険ボランティアポイント交付金については、感染対策等の影響で当初見込みを下回ることから、80万円を減額します。

171ページをお開きください。

款3項3目1包括的支援事業については、説明欄1つ目の丸、会計年度任用職員人件費について、社会福祉士の新たな採用ができなかったことなどから、511万5,000円を減額するものです。

2つ目の丸、地域包括支援センター運営費について、当初予定していた介護支援専門員実務者研修等の受講者がいなかったため、14万8,000円を減額するものです。

その下、款3項3目2任意事業費は説明欄1つ目の丸、地域自立生活支援事業費は172ページ、説明欄、介護相談員報償費、研修負担金などについて、感染対策の影響により介護相談員の活動が休止したため、合わせて280万8,000円を減額します。

また、配食サービス委託料について、当初見込みより配食数が伸びなかったことにより、当初見込みを下回ることから、120万円を減額します。

款3項4目1その他諸費は、介護予防・生活支援サービス事業費審査支払手数料について、当初見込みを上回るため、6万円を増額するものです。

173ページをお開きください。

上段、款4項1目1介護保険財政調整基金積立金は、介護給付費と地域支援事業費の減額分のうち保険料負担分について、今後の介護保険事業の健全な財政運営に資するため、1億94万円を増額するものです。

今回の補正により、基金積立額残高は14億7,666万6,000円となります。

下段、款5項1目2償還費については、介護給付費、財政調整交付金について、返還が生じたため、償還費について4万9,000円を増額するものです。

以上で説明を終わります。十分な御審議の上、御可決いただきますようお願いいたします。

○委員長（内田美恵子君） 以上で説明は終わりました。

これより質疑を許します。

○委員（日暮俊一君） すみません、1つだけ教えてください。

こここのところの認定調査の件数ですね、これをちょっと教えてもらえませんか。

○介護保険室長（茅野強君） 認定調査の件数ですが、月平均ですが大体500件前後となります。

○委員（日暮俊一君） これは、ほぼここ二、三年というのは変わりはないんでしょうか。

【会議録（暫定版）】 校正中の原稿のため、正式な会議録ではありません。

○介護保険室長（茅野強君） やはり、最近高齢者数の増加により認定者数増加ということで、少しずつですけども、やはり増加傾向でございます。

○委員長（内田美恵子君） ほかにありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（内田美恵子君） ないものと認めます。

議案第27号に対する質疑を打ち切ります。

議案第28号、令和5年度我孫子市後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）について、当局の説明を求めます。

○国保年金課長補佐（野口秀郎君） 議案第28号、令和5年度我孫子市後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）について御説明いたします。

補正予算書の179ページをお開きください。

今回の補正は、既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ281万円を減額し、予算総額を25億6,580万1,000円とするものです。

それでは、事項別明細書に基づいて主な項目を御説明いたします。

187ページをお開きください。

初めに歳入です。

款2項1目1の保険基盤安定繰入金につきましては、低所得者に対する保険料軽減分に対して補填される公費の交付決定に伴い、一般会計からの繰入金281万円を減額するものです。

次に、歳出について御説明いたします。

189ページをお開きください。

款2項1目1の後期高齢者医療広域連合納付金につきましては、歳入でも御説明しましたが、保険基盤安定拠出金の交付決定に伴い、281万円を減額するものです。

以上で説明を終わります。十分な御審議の上、御可決いただきますようお願いいたします。

○委員長（内田美恵子君） 以上で説明は終わりました。

これより質疑を許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（内田美恵子君） ないものと認めます。

議案第28号に対する質疑を打ち切ります。

暫時休憩いたします。

午前11時56分休憩

午後1時00分開議

【会議録（暫定版）】 校正中の原稿のため、正式な会議録ではありません。

○委員長（内田美恵子君） 再開いたします。

午前中に引き続き、議案の審査を行います。

議案第31号、令和6年度我孫子市国民健康保険事業特別会計予算について、当局の説明を求めます。

○国保年金課長（海老原正君） 議案第31号、令和6年度我孫子市国民健康保険事業特別会計予算について御説明いたします。

予算書の15ページをお開きください。

令和6年度の歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ118億8,000万円と定めるもので、前年度と比較して2億1,500万円、1.78%の減額となりました。これは、被保険者の減少に伴う保険給付費全体の減額や、国民健康保険事業費納付金の減額などによるものです。

次に、事項別明細書に沿って主な項目を説明させていただきます。

予算書の416ページをお開きください。

予算説明資料は119ページからになります。

初めに歳入です。

款1国民健康保険税は、一般被保険者分と退職被保険者等分を合わせて、対前年度比較5,915万7,000円減の25億1,742万5,000円を計上しました。減額となった主な要因は、国が示した仮係数に基づき千葉県が市町村ごとに示している標準保険料率を参考に、基礎課税額である医療給付費分及び後期高齢者支援金分の税率を見直すことによる増要因はあるものの、被保険者数の減少に伴い減額となったものです。

なお、予定収納率は、一般被保険者の現年課税分を前年と同様の93.5%と見込みました。

下段の款3項1目1保険給付費等交付金は、広域化に伴い市の保険給付に要する費用として交付されるものなど、広域化前に国・県からそれぞれ交付されていた交付金などを整理して、市に交付されるものです。

右側の417ページを御覧ください。

節1保険給付費等交付金（普通交付金）は、市が保険給付に要した費用に対して交付される交付金として、対前年度比較1億1,048万5,000円減の81億6,292万2,000円を計上しました。減額となった主な要因は、被保険者の減少などに伴う保険給付費の減額によるものです。

1枚めくっていただき、右側の419ページを御覧ください。

上段の節2保険給付費等交付金（特別交付金）は、市町村の特別の事情に応じて交付される特別調整交付金分、都道府県繰入金の2号繰入金分、保険者努力支援制度分、特定健診費用の3分の2負担分などを合わせた交付金として、対前年度比較45万1,000円増の1億7,899万

【会議録（暫定版）】校正中の原稿のため、正式な会議録ではありません。

9, 000円を計上しました。

左側の418ページを御覧ください。

下段の款4項1他会計繰入金は一般会計からの繰入金で、対前年度比較4, 695万2, 000円増の9億7, 649万5, 000円を計上しました。

右側の419ページを御覧ください。

節1 保険基盤安定繰入金（保険税軽減分）は、保険税の軽減措置を行った場合などに軽減措置相当分を公費で補填するものです。

節2 保険基盤安定繰入金（保険者支援分）は、低所得者の加入割合に応じて一定の支援をするものです。

節3 未就学児均等割保険税繰入金は、未就学児の均等割保険税の軽減措置に対して公費で補填するものです。

節1、節2、及び節3を合わせ対前年度比較2, 233万9, 000円増の4億8, 433万1, 000円を計上しました。増額の主な要因は、保険税率の一部を見直したことなどによるものです。

節4 職員給与費等繰入金は、一般職人件費、会計年度任用職員人件費、事務運営費等に要する費用に対する繰入金で、対前年度比較7, 480万7, 000円増の2億9, 485万1, 000円を計上しました。増額の主な要因は、一般職及び会計年度任用職員の人件費の増などによるものです。

節5 産前産後保険税繰入金は、令和6年1月1日に施行となった出産する被保険者に係る産前産後期間相当分の所得割及び均等割保険税の減額措置に対して公費で補填するもので、224万円を計上しました。

節6 出産育児一時金等繰入金は、歳出における出産育児一時金に対する繰入金で、当該一時金総額の3分の2に相当する額として、対前年度比較33万2, 000円減の2, 333万4, 000円を計上しました。

節7 財政安定化支援事業繰入金は、保険財政の健全化及び保険税の負担の平準化を目的に、国の財政措置の下、一般会計から繰り入れるもので、対前年度比較220万円増の4, 482万9, 000円を計上しました。

節8 その他一般会計繰入金は、保険財政の収支不足を補うなどを目的に一般会計から繰り入れるもので、対前年度比較5, 430万2, 000円減の1億2, 691万円を計上しました。

420ページをお開きください。

2段目の款5項1目1前年度繰越金は、令和5年度の収支がまだ不透明な状況ではありますが、決算に伴う繰越金として1, 000万円を計上しました。

【会議録（暫定版）】 校正中の原稿のため、正式な会議録ではありません。

その下の段から422ページの上段までの款6諸収入は、延滞金、不当利得の返納金、交通事故等による第三者納付金などの収入となります。

款6全体では、対前年度比較303万円増の3,412万9,000円を計上しました。増額の主な要因は、第三者納付金について実績を踏まえ増額を見込んだためです。

続きまして歳出です。

424ページをお開きください。

款1項1目1一般管理費の2億3,018万2,000円につきまして、右側のページを御覧ください。説明欄の最初の丸、一般職人件費は17人分の人件費として、対前年度比較931万円増の1億3,216万円を、その下の丸、会計年度任用職員人件費（パートタイム）は、10人分の人件費として、対前年度比較694万7,000円増の3,162万8,000円を計上しました。

その下の丸、国民健康保険事務運営費は、対前年度比較2,090万7,000円増の6,639万4,000円を計上しました。増額の主な要因は、国の策定する標準仕様に準拠したシステム導入への対応や、マイナンバーカードと健康保険証の一体化への対応などとして、システム開発改修委託料を計上したためです。

426ページをお開きください。

下段の項2徴税費の2,598万7,000円につきまして、右側のページを御覧ください。説明欄の最初の丸、会計年度任用職員人件費（パートタイム）は会計年度任用職員3人分の人件費として、対前年度比較175万6,000円増の1,064万9,000円を計上しました。

その下の丸、国民健康保険税賦課徴収事務費は、対前年度比較262万1,000円増の1,533万8,000円を計上しました。増額の主な要因は、地方税統一QRコードの活用による電子納付等に係る共同収納手数料負担金を計上したためです。

428ページをお開きください。

下段の款2保険給付費は、国民健康保険事業の主たる業務である被保険者の疾病や負傷に係る給付になります。

項1目1一般被保険者療養給付費は、対前年度比較1億円減の70億5,000万円を計上しました。

目2一般被保険者療養費は、対前年度比較601万円減の7,500万円を計上しました。

療養諸費全体では、対前年度比較1億718万5,000円減の71億4,087万2,000円を計上しました。

430ページをお開きください。

上段の項2高額療養費は、同じ月内の医療費の自己負担額が高額になったときに支給される療養費で、目1一般被保険者高額療養費は、対前年度比較400万円減の10億2,000万円を計上

【会議録（暫定版）】 校正中の原稿のため、正式な会議録ではありません。

しました。

目2一般被保険者高額介護合算療養費は、対前年度比較70万円増の200万円を計上しました。

3段目の項4目1出産育児一時金は、被保険者が出産した場合に1子につき50万円を保険給付するもので、対前年度比較50万円減の3,500万円を計上しました。

下段の項5目1葬祭費は、被保険者が死亡した場合に葬儀を行った方に5万円を給付するもので、対前年度比較70万円減の900万円を計上しました。

432ページをお開きください。

中段の項6目1傷病手当金は、国民健康保険に加入している被用者のうち、新型コロナウイルス感染症に感染したとき、または発熱等の症状があり感染が疑われるときに、療養のためその労務に服することができない方に対し給付するものです。

適用期間は令和5年5月7日で終了しましたが、遅れて申請があった場合に対応するため、対前年度比較200万円減の50万円を計上しました。

下段の款3国民健康保険事業費納付金は、広域化に伴い県が財政運営の責任主体となって、医療給付費分、後期高齢者支援金等分、介護納付金分それぞれについて、県全体の必要所要額を見込み、公費等の拠出で賄われる部分を除いた額を市町村ごとに国民健康保険事業納付金として決定します。市は、その決定額を県に納めることとなります。

項1目1被保険者医療費給付費分は、対前年度比較5,611万8,000円減の21億2,788万6,000円を計上しました。

434ページをお開きください。

上段の項2目1一般被保険者後期高齢者支援金等分は、対前年度比較4,936万9,000円減の8億5,832万5,000円を計上しました。

中段の項3目1介護納付金分は、対前年度比較2,570万6,000円減の2億6,701万2,000円を計上しました。

下段の款4項1目1保健衛生普及費は、人間ドック健診委託料やデータヘルス計画に基づく保健事業委託料、はりきゅうマッサージ利用者助成金などで、対前年度比較415万3,000円減の5,549万2,000円を計上しました。減額の主な要因は、第2期我孫子市国民健康保険データヘルス計画、第3期我孫子市特定健康診査等実施計画の計画期間満了に伴う次期計画策定支援業務委託が終了することなどによるものです。

436ページをお開きください。

上段の項2目1特定健康診査等事業費は、特定健診・特定保健指導を健康づくり支援課へ執行委任しているため一般会計への繰出金となり、対前年度比較931万4,000円減の7,869万9,000円を計上しました。減額の主な要因は、被保険者の減少に伴う健診委託料などの減によ

【会議録（暫定版）】 校正中の原稿のため、正式な会議録ではありません。

るものです。

下段の款5諸支出金は、保険税還付金、償還金などの支出となります。対前年度比較212万円増の2,050万3,000円を計上しました。増額の主な要因は、ほかの医療保険に重複加入となっている被保険者に対し、国民健康保険加入状況調査を実施することに伴い、保険税還付金などの増額を見込んだためです。

438ページをお開きください。

上段の款6予備費は、当初予期しなかった支出や予算に不足が生じた場合などに充用するもので、前年度と同額の500万円を計上しました。

最後に、令和6年度当初予算案は、本係数に基づいた国民健康保険事業費納付金の反映が間に合わないため、今年度当初予算と同様、仮係数に基づき予算編成を行いました。本係数による算定結果の予算への反映につきましては、9月補正予算で調整を行いたいと考えております。なお、本係数では、歳出のうち款3国民健康保険事業費納付金全体で約3,550万円増となる予定です。

以上で令和6年度我孫子市国民健康保険事業特別会計予算案の概要について説明を終わります。十分な御審議の上、御可決いただきますようお願いいたします。

○委員長（内田美恵子君） 以上で説明は終わりました。

これより質疑を許します。

○委員（芝田真代君） 426ページ、国保事務運営費と国保徴収料が増減している中で、マイナンバー対応、QRコード共同手数料の対応というのは、これは今後も続いていくのでしょうか。

○国保年金課長補佐（野口秀郎君） こちら、先ほども御説明したかと思うんですが、国保税の納付書にQRコードをつけたことにより、地方税共同機構に支払う負担金になっております。

こちらはQRコードをつけたのは今年、令和5年度からなんですけれども、負担金が発生するのは6年度からとなっております、QRコードの納付書はこれからも続きますので、負担金もこれからも続く予定となっております。

○委員（芝田真代君） かしこまりました。ありがとうございます。

○委員長（内田美恵子君） ほかにありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（内田美恵子君） ないものと認めます。

議案第31号に対する質疑を打ち切ります。

議案第32号、令和6年度我孫子市介護保険特別会計予算について、当局の説明を求めます。

○高齢者支援課長（長島公子君） 議案第32号、令和6年度我孫子市介護保険特別会計予算について御説明いたします。

予算書の21ページをお開きください。

【会議録（暫定版）】 校正中の原稿のため、正式な会議録ではありません。

本案は、令和6年度我孫子市介護保険特別会計予算の総額を歳入歳出それぞれ121億6,000万円と定めるものです。対前年度比0.4%の増となっております。

歳入歳出の款項の区分ごとの金額は、23ページから24ページまでの第1表歳入歳出予算のとおりです。

それでは、予算の内訳につきまして主な項目について事項別明細書に沿って御説明申し上げます。まず、歳入について、予算書454ページをお開きください。

予算説明資料は124ページからになります。

歳入のうち、款1介護保険料、項1目1第1号被保険者保険料が26億8,498万6,000円で、対前年度比7.0%の増となっております。

次に、款2国庫支出金、項1国庫負担金、目1介護給付費負担金は19億8,485万5,000円で、前年度並みと見込んでいます。

その下、項2国庫補助金は、項2全体で6億4,310万1,000円、対前年度比4.6%の増となっており、事業費増に伴って国の負担割合に応じた地域支援事業交付金の増分によるものです。

続いて、456ページ中段を御覧ください。

款3支払基金交付金は、介護保険事業費に対する40歳から64歳までの第2号被保険者の負担分となります。

目1介護給付費交付金、目2地域支援事業支援交付金は記載のとおりで、支払基金交付金全体では31億2,085万9,000円、前年度比0.4%の増となっております。

次に下段、款4県支出金は、介護保険事業費に対する県の負担分となります。

項1目1介護給付費負担金は、介護給付費の減額に伴い16億4,205万6,000円、対前年度比0.8%の減となっております。

続いて、458ページに移りまして、項2県補助金、地域支援事業交付金は、地域支援事業費増額に伴い、9,471万9,000円、対前年度比13.4%の増となっております。主に要支援認定を受けた方の通所型サービス利用が増加することを見込んでいます。

次に、下段の款6繰入金、項1一般会計繰入金は、介護保険事業費に対する市の負担分となります。このうち、目1の介護給付費繰入金、目3地域支援事業繰入金（介護予防・日常生活支援総合事業以外）は、前年度予算に対し、介護サービス費用等を精査し減額を見込んだため、市負担分も減額となっております。

目2地域支援事業繰入金（介護予防・日常生活支援総合事業）は、事業費の増に伴い、法定割合の市負担分も増額となっております。

続きまして、460ページ、項2基金繰入金は3,985万4,000円を事業費の財源として

【会議録（暫定版）】校正中の原稿のため、正式な会議録ではありません。

充当するものです。

それでは、歳出について主な内容を御説明申し上げます。

464ページをお開きください。

まず、款1総務費、項1総務管理費、目1一般管理費は2億7,139万5,000円、対前年度比3.6%の増となっています。増額の主な理由は、465ページ、説明欄2つ目の丸、一般職人件費（再任用短時間勤務職員）の給与等各手当、4つ目の丸、職員の育児休暇取得に伴う会計年度任用職員任用等による給与各手当等により増額のほか、同じく465ページ、5つ目の丸、下から2行目、高齢者支援台帳サーバー及び端末設定業務委託料、467ページ、高齢者支援台帳システム備品購入費。高齢者支援台帳システムのサーバーの契約期間満了に伴い、設定に係る人件費、サーバー及び周辺機器の購入等により増額になっています。

予算書468ページをお開きください。

款2保険給付費は111億5,972万5,000円で、対前年度比0.4%の減となっています。これは令和5年度の保険給付費について多額の減額補正を行う必要が生じたため、給付費を精査した結果によるものです。

項1介護サービス等諸費、目1居宅介護サービス等給付費は59億8,462万5,000円、対前年度比0.3%の増となっています。

470ページ、目2施設介護サービス等給付費は38億6,354万4,000円と、前年度並みと見込んでいます。

目3居宅介護サービス計画等給付費は5億4,143万4,000円と、対前年度比9.8%の増となっています。

同じく470ページ、項2介護予防サービス等諸費は、要支援1、2の方が利用する給付費で、通所などの介護予防サービス給付、介護予防住宅改修費、介護予防サービス計画給付費など、計画策定に合わせて予算を精査し、対前年度比21.3%減の2億1,928万8,000円を見込んでいます。

472ページをお開きください。

下段、款2項4高額介護サービス等費は、介護サービスの利用増による対象者の増加を見込み、3億519万2,000円になります。

続いて、476ページをお開きください。

款3地域支援事業費、項1介護予防生活支援サービス事業費は、介護認定の要支援1、2の方が利用する訪問介護と通所介護の費用です。認定者の増加によるサービス利用の増加を見込み、対前年度比29.2%増の3億7,234万9,000円を見込んでいます。

項2一般介護予防事業費は2,580万2,000円で、対前年度比14.1%増となっていま

【会議録（暫定版）】 校正中の原稿のため、正式な会議録ではありません。

す。後期高齢者が増加していく中で、要介護状態にならないよう、引き続き介護予防活動等への支援、啓発に努めてまいります。

予算書484ページをお開きください。

款4基金積立金、項1目1介護保険財政調整基金積立金は1,893万1,000円となっています。これにより、基金残高は14億5,574万3,000円になります。

以上で議案第32号についての説明を終わります。十分な御審議の上、御可決いただきますようお願いいたします。

○委員長（内田美恵子君） 以上で説明は終わりました。

これより質疑を許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（内田美恵子君） ないものと認めます。

議案第32号に対する質疑を打ち切ります。

議案第33号、令和6年度我孫子市後期高齢者医療特別会計予算について、当局の説明を求めます。

○国保年金課長補佐（野口秀郎君） 議案第33号、令和6年度我孫子市後期高齢者医療特別会計予算について御説明いたします。

予算書の27ページをお開きください。

令和6年度の歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ27億1,600万円と定めるもので、対前年度1億7,300万円、6.8%の増額となっております。

それでは、事項別明細書に沿って主な項目を御説明いたします。

予算書498ページをお開きください。

あわせて予算説明資料は126ページをお開きください。

初めに歳入です。

款1後期高齢者医療保険料は、対前年度1億3,786万7,000円増の23億1,961万8,000円を計上しました。

内訳につきましては、499ページ上段を御覧ください。

節1現年度分が特別徴収と普通徴収を合わせて23億1,161万8,000円。

節2滞納繰越分が800万円を計上しました。

款2項1目1の保険基盤安定繰入金は、低所得者に係る保険料の軽減分を千葉県後期高齢者医療広域連合に拠出するための一般会計からの繰入金で、対前年度3,042万円増の3億3,091万5,000円を計上しました。

この繰入金については、県が4分の3、市が4分の1を負担することとなっております。

【会議録（暫定版）】 校正中の原稿のため、正式な会議録ではありません。

その下、目2のその他一般会計繰入金は、職員の給与費、会計年度任用職員の報酬、後期高齢者医療制度の事務運営費や保険料徴収事務に要する費用等に係る繰入金で、対前年度459万1,000円増の4,936万1,000円を計上しました。

款3繰越金につきましては、令和5年度の決算が不透明な状況ではありますが、令和5年度当初予算と同様に500万円を計上しました。

500ページをお開きください。

款4項1目1の延滞金は、滞納繰越分保険料等の徴収の際に加算された延滞金分として、令和5年度当初予算と同様に50万円を計上しました。

その下の項2目1の保険料還付金は、転出や死亡などの異動に伴う保険料の還付金を千葉県後期高齢者医療広域連合から受け入れるもので、対前年度11万5,000円減の631万7,000円を計上しました。

その下の目2還付加算金は、被保険者の所得更正等により保険料が減額され、納め過ぎた保険料を還付する際に、利息に相当する還付加算金が発生することがあります。その還付加算金を千葉県後期高齢者医療広域連合から受け入れるもので、実績等を勘案し令和5年度当初予算と同様に5万円を計上しました。

その下の項3目1の受託事業収入は、保険料決定通知書の印刷や郵送などに係る事務費分として千葉県後期高齢者医療広域連合から受け入れるもので、対前年度20万8,000円増の404万2,000円を計上しました。

次に歳出です。

504ページをお開きください。

款1項1目1の一般管理費は、一般職と会計年度任用職員の人件費、被保険者証の郵送料や窓口業務等委託料など、後期高齢者医療事務運営費に要する経費で、対前年度419万3,000円増の4,668万9,000円を計上しました。

その下の項2目1の徴収費は、保険料決定通知書の印刷製本費や郵送料など保険料の徴収に要する事務費で、対前年度63万5,000円増の591万1,000円を計上しました。

506ページをお開きください。

款2項1目1の後期高齢者医療広域連合納付金は、被保険者から徴収した保険料と県及び国から受入れた保険基盤安定繰入金を広域連合に納付するもので、対前年度1億6,828万7,000円増の26億5,603万3,000円を計上しました。増額となった主な要因は、被保険者数の増加などによるものです。

その下の款3項1の償還金及び還付加算金は、歳入でも説明しましたとおり、転出や死亡などの異動により保険料の更正に伴う還付金等で歳入と同額となりますので、保険料還付金は631万

【会議録（暫定版）】 校正中の原稿のため、正式な会議録ではありません。

7, 000円、還付加算金は5万円を計上しました。

その下の款4項1目1の予備費は、当初予期しなかった支出や予算に不足が生じた場合に充用するもので、令和5年度当初予算と同様に100万円を計上しました。

以上、令和6年度我孫子市後期高齢者医療特別会計予算案の概要を説明させていただきました。十分な御審議の上、御可決いただきますようお願いいたします。

○委員長（内田美恵子君） 以上で説明は終わりました。

これより質疑を許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（内田美恵子君） ないものと認めます。

議案第33号に対する質疑を打ち切ります。

議案第36号、工事請負契約の締結（我孫子市立湖北台西小学校屋上防水、外壁等改修工事）について、当局の説明を求めます。

○総務課長（高橋純君） 議案第36号、工事請負契約の締結について御説明いたします。

議案書（4）の1ページをお開きください。

まず初めに提案理由です。

我孫子市立湖北台西小学校屋上防水、外壁等改修工事の請負契約を締結するため提案するものです。

次に、契約の内容についてです。

- 1、契約の目的、我孫子市立湖北台西小学校屋上防水、外壁等改修工事。
- 2、契約の方法、総合評価方式、一般競争入札による契約。
- 3、契約金額、1億8,307万800円。
- 4、契約の相手方、立沢建設株式会社。

次に、議案書の2ページをお開きください。

工事請負契約の締結に関する資料となっております。

事業目的は、1、事業概要の（3）にあるとおり、湖北台西小学校の校舎は、昭和45年から昭和48年に建設され、建設から全ての校舎が50年以上経過しており、老朽化により雨漏りが各所で生じていることから、校舎の屋上防水及び外壁、建具等の改修を実施するものです。

次、事業期間は、（5）にありますとおり令和6年4月1日から令和7年2月28日までとなっております。

次に、議案書の3ページを御覧ください。

今回の工事対象施設を図の斜線部分で示しております。この図にあるとおり、工事の対象建築物は、普通教室棟A棟、B棟、C棟及び渡り廊下となっております。

【会議録（暫定版）】 校正中の原稿のため、正式な会議録ではありません。

以上で議案第36号の御説明を終わらせていただきます。十分な御審議の上、御可決いただきますようお願いいたします。

○委員長（内田美恵子君） 以上で説明は終わりました。

これより質疑を許します。

○委員（岩井康君） この学校は、説明にも書いてありますように50年以上経過しているということですね。そうなりますと、本会議等でも出たようにアスベストの調査はしたんでしょうか。

○総務課長（高橋純君） アスベスト調査しておりまして、この学校につきましては、特にアスベスト等は含まれていないこととなっております。

○委員（岩井康君） それは調査をしたんですね。というのは、50年前ですから、当然その可能性というか、ありますよね。

○総務課長（高橋純君） 設計の段階で調査をしております。

○委員長（内田美恵子君） ほかにありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（内田美恵子君） ないものと認めます。

議案第36号に対する質疑を打ち切ります。

議案第37号、工事請負契約の締結（我孫子市立並木小学校屋上防水、外壁等改修工事）について、当局の説明を求めます。

○総務課長（高橋純君） 議案第37号、工事請負契約の締結について御説明いたします。

議案書（5）の1ページをお開きください。

まず初めに提案理由です。

我孫子市立並木小学校屋上防水、外壁等改修工事の請負契約を締結するため、提案するものです。次に、契約の内容です。

- 1、契約の目的、我孫子市立並木小学校屋上防水、外壁等改修工事。
- 2、契約の方法、総合評価方式一般競争入札による契約。
- 3、契約金額、2億2,880万円。
- 4、契約の相手方、有限会社山田建築。

次に、2ページをお開きください。

工事請負契約の締結に関する資料となっております。

事業目的は、1、事業概要（3）事業目的にあるとおり、並木小学校の校舎は、昭和56年に建設され、建設から42年が経過しており、老朽化により雨漏りが各所で生じていることから、校舎の屋上防水及び、外壁、建具等の改修工事を実施するものです。

事業期間は、（5）にあるとおり、令和6年4月1日から令和7年2月28日までとなっております。

【会議録（暫定版）】 校正中の原稿のため、正式な会議録ではありません。

ます。

次に、議案書の3ページを御覧ください。

今回の工事対象施設を図の斜線部分で示しております。

この図にありますとおり、工事の対象建築物は普通教室棟、管理教室棟及び渡り廊下となっております。

以上で議案第37号の説明を終わらせていただきます。十分な御審議の上、御可決いただきますようお願いいたします。

○委員長（内田美恵子君） 以上で説明は終わりました。

これより質疑を許します。

○委員（日暮俊一君） すみません1つだけ教えてください。

さっきの湖北台西小学校も同じなんですけど、外壁の改修、どんなあんばいかちょっと教えてもらえますでしょうか。

○総務課長（高橋純君） この外壁の改修工事なんですけれども、設計の段階で、まず外壁に赤外線等当てまして、久寺家中学校で起きたようなモルタルとかが塗ってある部分については、モルタルの浮きがないかどうか。あとまた、屋上の立ち上がりという上に出ている部分があるんですけれども、その上にこのモルタルでできた笠木が載っているんですが、その笠木の劣化状況がどうかというのを調べまして、特に屋上の立ち上がりの笠木につきましては劣化が認められましたので、今回の工事で全て撤去する方向となっております。

○委員長（内田美恵子君） ほかにありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（内田美恵子君） ないものと認めます。

議案第37号に対する質疑を打ち切ります。

暫時休憩いたします。

午後1時48分休憩

午後1時56分開議

○委員長（内田美恵子君） 再開いたします。

議案及び請願に対する討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（内田美恵子君） ないものと認めます。

暫時休憩いたします。

午後1時56分休憩

【会議録（暫定版）】 校正中の原稿のため、正式な会議録ではありません。

午後 1 時 5 6 分開議

○委員長（内田美恵子君） 再開いたします。

これより順次採決いたします。

議案第 1 2 号、我孫子市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について、原案に賛成の委員は起立願います。

（ 賛 成 者 起 立 ）

○委員長（内田美恵子君） 起立多数と認めます。

よって、議案第 1 2 号は可決すべきものと決定いたしました。

なお、議案第 1 2 号が可決されたことに伴い、請願第 3 号はみなし不採択といたします。

議案第 3 1 号、令和 6 年度我孫子市国民健康保険事業特別会計予算について、原案に賛成の委員は起立願います。

（ 賛 成 者 起 立 ）

○委員長（内田美恵子君） 起立多数と認めます。

よって、議案第 3 1 号は可決すべきものと決定いたしました。

暫時休憩いたします。

午後 1 時 5 8 分休憩

午後 1 時 5 8 分開議

○委員長（内田美恵子君） 再開いたします。

続きまして、議案第 1 0 号、議案第 1 1 号、議案第 1 3 号、議案第 1 4 号、議案第 2 1 号、議案第 2 2 号、議案第 2 6 号、議案第 2 7 号、議案第 2 8 号、議案第 3 2 号、議案第 3 3 号、議案第 3 6 号及び議案第 3 7 号につきまして、一括して採決いたします。

議案第 1 0 号、我孫子市介護保険条例の一部を改正する条例の制定について、議案第 1 1 号、我孫子市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例の制定について、議案第 1 3 号、我孫子市ひとり親家庭等の医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例の制定について、議案第 1 4 号、我孫子市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について、議案第 2 1 号、我孫子市使用料条例の一部を改正する条例の制定について、議案第 2 2 号、我孫子市民体育館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について、議案第 2 6 号、令和 5 年度我孫子市国民健康保険事業特別会計補正予算（第 3 号）について、議案第 2 7 号、令和 5 年度我孫子市介護保険特別会計補正予算（第 3 号）について、議案第 2 8 号、令和 5 年度我孫子市後期高齢者

【会議録（暫定版）】 校正中の原稿のため、正式な会議録ではありません。

医療特別会計補正予算（第3号）について、議案第32号、令和6年度我孫子市介護保険特別会計予算について、議案第33号、令和6年度我孫子市後期高齢者医療特別会計予算について、議案第36号、工事請負契約の締結（我孫子市立湖北台西小学校屋上防水、外壁等改修工事）について、議案第37号、工事請負契約の締結（我孫子市立並木小学校屋上防水、外壁等改修工事）について、以上議案13件について、原案に賛成の委員は起立願います。

（ 賛 成 者 起 立 ）

○委員長（内田美恵子君） 起立全員と認めます。

よって、各議案は可決すべきものと決定いたしました。

暫時休憩いたします。

午後2時01分休憩

午後2時08分開議

○委員長（内田美恵子君） 再開いたします。

これより所管事項に対する質問に入ります。

初めに教育総務部に対する質問をお願いいたします。

○委員（島田安子君） 質問させていただきます。

マスコミ等でも話題になっております大谷翔平選手のグローブ、各小学校に3つ、配布をされているというふうに伺っております。我孫子市としてはどのように、何か使われているかということであれですけれども、エピソード等ございましたら御紹介いただきたいと思います。お願いいたします。

○指導課長（森谷朋子君） 冬季休業中にこちらのほうに届きましたので、各小学校にお配りをしまして、3学期の始業式に子どもたちのほうにお披露目するよということ各校にお願いをしました。

始業式の日には、学校から子どもたちに、大谷選手から届いたよということで紹介があり、子どもたちも手に取ったりして、大変喜んだという報告を受けております。その後も、各学級回して使ったりですとか、子どもたちも喜んで活用しているということで、報告を聞いております。

○委員（島田安子君） ありがとうございます。

また引き続き、エピソード等ございましたら、その都度また皆様へのお知らせというか、広報等でまた御紹介いただければと思います。

ありがとうございました。

○委員（甲斐俊光君） 私のほうからは、教育長が初日に話されました教育行政施策のほうから、布佐中学区の学校の在り方について質問したいと思います。

令和4年度に我孫子市布佐中学校区の学校の在り方検討委員会を設置され、そして今回、提案が

【会議録（暫定版）】 校正中の原稿のため、正式な会議録ではありません。

あったということで、その提案というのは布佐小学校、布佐南小学校、布佐中学校の3校を施設一体型小中一貫校とすることが望ましいという結論を出されたということですが、その検討委員会の内容について、どのような提言があったのか教えてください。

○学校教育課長補佐（蛭原弘治君） こちら布佐中学校区の児童・生徒にとりまして、地域の特性に応じた最適な学習環境となるために、検討委員会を令和4年度に立ち上げまして、今年度が2年目という形になります。

今年度は、各学校施設といたしまして、3つのパターンに大別いたしまして、各検討する施設の内容につきまして施設形態のメリット、デメリット等を事細かく検討委員の皆様方に議論をさせていただきまして、今回提言書という形がまとまりまして、今、委員がおっしゃったように、こちら布佐小学校、布佐中学校、布佐南小学校、3校をこちらの小中の一貫校設立に向けてという形で提言書が出されたという形でございます。

○委員（甲斐俊光君） ありがとうございます。

もうちょっと細かくちょっと聞きたいなと思ったんですけれども。少子化などの様々な教育課題を解決できるというところがちょっと気になったんですけれども、どういう提言でそれを解決するために一貫校にするということになったのでしょうか。

○学校教育課長補佐（蛭原弘治君） 今後やはり考えられます児童・生徒の少子化ということもありますので、こちらは学校の適正規模というのがございますので、そちらのことを鑑みまして、あともう一つは小中一貫教育の推進という形ですね、こちらの大きく2本柱という形で検討をした経緯でございます。

○委員（甲斐俊光君） これからいろいろと先を見据えてスケジュールがあると思うんですけれども、これからのスケジュールってどのようになっているんですか。

○学校教育課長補佐（蛭原弘治君） まず今後は、検討委員会から提出いただきました提言書を基に、小中一貫校の設立に向けまして市長部局と連携して準備を進めていくことで考えております。

まずは、新年度、今後の大まかなスケジュールなんですけれども、まず教育委員会内、教育委員さんを交えた中で、今後新たな内容で再度もう少し詰めた内容で協議を実施させていただきたいと考えています。

その内容と申しますと、地震や水害やハザードマップ、そういった形での確認であったり、場所の選定であったり、そういったいろいろなものもまだ検討する余地がございますので、そちらをまず検討いたしまして、今後その内容を踏まえまして、総合教育会議にかけて内容についての方針を改めて定めていきたいと考えています。

その後、市議会の議員の皆様方に御説明、御報告をした後に、今年、令和6年中の市議会におきまして、布佐中学校区の学校の検討の内容というのを表明して発表したいということで考えていま

【会議録（暫定版）】 校正中の原稿のため、正式な会議録ではありません。

す。

同じくそのときなんですけれども、考えられる予算というの、そこの中で補正予算という形で計上したいという形で考えております。

○委員（甲斐俊光君） ありがとうございます。

まだ不確定要素がかなりいろいろあると思うんです。建て替えるですとか、新設を別の場所にするですとか、本当にいろいろとあるんです。令和6年度中というのは、もう来年度すぐだと思うんですけれども、そのスケジュールでうまくいくもんなんでしょうか。どうなんでしょう。

○学校教育課長補佐（蛭原弘治君） やはり検討する項目ももちろん今から準備をさせていただきます、その検討内容というのをスピーディーに、市長部局含めて内部で検討した中で方針というの、なるべく早く導き出して皆様方にお示しできる形で頑張っていきたいと考えております。

○委員（甲斐俊光君） 我孫子としては、一体型のある種の統合というか、統廃合になってしまうのかもしれないですけど、そういうことになるので、いろんな事例の先駆的な事例になるかなと思って、非常に慎重に進めていただきたいと思いますので、逐次、議会のほうにも報告していただいて、市民の声も取り入れながらどのようになっていくのかというのをいろいろと注視していきたいと思えます。

教育長、いろいろこの一貫校についても、気持ちがおありだと思うので、最後に教育長から布佐地区の一貫校の在り方、一体型の小中一貫校にすることについてちょっとお話しただけだと思います。

○教育長（丸智彦君） まず提言書なんですけれども、提言書プラス参考資料はホームページのほうに今上げておりますので、本来本当はお持ちすればよかったんですけど、申し訳ありませんけれどもそちらのほうから取っていただければと思います。

令和2年度から進めてきた布佐中学校区の学校の在り方ということで、先日、検討委員会のほうから提言書をいただきまして、施設一体型の小中一貫校が望ましいという提言をいただきました。

今後に関しましては今担当のほうから申し上げたとおりなんですけれども、やはりその提言書の中には望ましいことは、方向性は出ていました。でも課題もありました。課題は、遠距離通学者の対応はどうすればいいのか、それから場所はどのようにするのか、そのほか、実際に一貫校を建てる場所以外の学校の跡地利用はどうするのか、その辺のことをこれからまずは教育委員会の中で、委員をはじめとして各担当の課と一緒に協議をしていきたい。その後は、市長部局の関係課、それから総合教育会議を経て決定していきたいなというふうに思っております。

私としては、市として初めての小中一貫校です。やはり、特徴のある一貫校にしたい。その特徴というのは、先日本会議の中で市長がお話しされましたような、理科に特化するとか、ICTに特化するとか、そういったところを現場の教員も交えて、また地域の方を交えて、その辺のことは深

【会議録（暫定版）】 校正中の原稿のため、正式な会議録ではありません。

めていきたいと。そして、地域から喜ばれて、学区外からうらやましがられるような、そんな学校にしていきたいなというふうに思っております。

○委員（甲斐俊光君） ありがとうございます。

私もそう思うんですね。マイナスなことも確かにあると思うんです。いろんな課題があって、本当に遠くなる方がいらっしやったりですとか、もしくは廃校になったりするところでしたら、自分の母校がなくなるという寂しさもあると思うんですけれども。変な話、ベストなものは、皆さんが全員賛成っていうのは僕はないんじゃないかと。ベターなものしかないので、より皆様方にベターなものになるようにしていただきたいなと思います。

今、教育長おっしゃったように、本当、特化型というのは全国でも非常に人気で、理科特化型また英語の特区をつくって、それが他の学区からうらやましがられて、それで学区外だとか、そういうようなこともあって、うちでもやってくれという話もあると思うので、決してマイナスのイメージじゃなくて、前向きに捉えていただいて、我孫子のこの布佐地区から大きく羽ばたけるような一貫型にしていきたいなと思っております。答弁は結構です。よろしくお願いします。

○委員長（内田美恵子君） 暫時休憩いたします。

午後 2 時 1 9 分休憩

（副委員長江川克哉君、委員長席に着く）

午後 2 時 2 0 分開議

○副委員長（江川克哉君） 再開いたします。

委員長に代わりまして議事進行を務めさせていただきます。

質問があれば許します。

○委員（内田美恵子君） 確認だけさせていただきたいと思います。

今、甲斐委員の質問の布佐中学校区の学校の在り方について、私もその提言書が出たということは承知しております。小中一体型の一貫校が望ましいという提言が出されておりました。

その最終の検討委員会で、提言書の最後のほうにもちょっと書かれておりますが、先ほど教育長のほうからもありましたけれども、まだ決定していない、内容的なものはほとんどこれからということで、それこそどういう方向に行くにしても、子どもたちにとって最適な、最良の学校づくりをしていただきたいなというふうに本当に切に思っています。

1点だけ確認させていただきたいのは、今ちょっと教育長おっしゃっていただいたんですが、検討委員会の最後の日に皆様から、立地に関してはしっかりと専門的な知見も交えて、学校にとってどんな立地がいいのかということをしかりと検討して、地域の方々も、どちらにせよ納得していただけるような立地にしていきたいと、そういうような意見が多々出たというふうに伺って

【会議録（暫定版）】 校正中の原稿のため、正式な会議録ではありません。

いますので、その辺のことについて確認をさせていただきたいなと思います。

○学校教育課長補佐（蛭原弘治君） まず学校はやはり子どもたちにとって安全に生活できて、なおかつ災害に強い学校となるような形で考える必要があるということで検討してまいります。

まず委員がおっしゃったように、校舎の立地につきましては、台風であったり、大雨であったり、地震による土砂災害等の影響を鑑みまして、ハザードマップであったり、防災計画などを総合的に判断した中で、市といたしまして決定していく形で考えております。

○委員（内田美恵子君） そのようにお願いしたいと思いますが、後々おかしいんじゃないかというようなことのないように、本当に客観的に専門的な方に入っていただいて検討をまずしていただきたいなと思います。その辺の検討の仕方については、まだお考えになっていないのでしょうか。

○学校教育課長補佐（蛭原弘治君） 校舎建設時につきましては、やはり具体的な数値というのも含めまして総合的に判断しなければならないということを十分こちらのほうで承知しておりますので、そういった内容を含めてきちんと総合的な形で、いろんな今後改正されるだろうハザードマップであったり、そういった各部署、庁内との連携を含めまして確認しながら進めていきたいと考えております。

○委員（内田美恵子君） 時期については、検討時期とかというのは、まだ分からないんですか。何か新年度になって、先ほど教育委員なんかともお話し合いを持つということなんですが、その前に、大方の立地とかいう検討はされるのか。それとも今後、教育委員とかいろいろな方たちも含めて検討をされるのか、その辺はいかがでしょうか。

○教育長（丸智彦君） 先ほど申し上げましたけれども、その辺も含めて教育委員を交えた協議を行って、委員協議会それから定例の教育委員会等をやって、その中で決めていって、その後、今度は市長部局のほうと協議をして、総合教育会議という形に詰めていきたいなと思っています。

特に市民安全課のほうとは、連絡を密に取って進めていきたいというふうに思っています。

○委員（内田美恵子君） 今、市民安全課などとも安全性について協議をされるということなんですが、庁内のそういう部署だけでなくって、ハザードマップの読み方そのものも、それこそ今まで言われているようなことじゃない読み方をされている方たちもいらっしゃいますので、まさに専門的な知見をしっかりと取り入れていただきたいと思いますが、その辺いかがでしょうか。

○教育長（丸智彦君） その辺も十分検討した中で進めていきたいというふうに思っています。

○委員（内田美恵子君） この間大型事業の一覧表を私たち頂いているんですが、その中に小中一貫校を建設した場合、概算費用なんですけれど、50億円という結構大きな数値が出ていたんですが、その辺は今後の検討になるのでしょうかね、設計が出てからの。

○総務課長（高橋純君） その数字なんですけれども、あくまでもその学校の在り方検討委員会の中で、これぐらいの規模で3つの案があったと思うんですけれども、それぞれやった場合にどれぐ

【会議録（暫定版）】校正中の原稿のため、正式な会議録ではありません。

らの建設費用がかかるかという目安で示させていただいたものですので、あくまでもそれは目安として考えていただければと思います。

○委員（内田美恵子君） 目安ということですけど、一応目安はそういう50億円ぐらいということで理解してよろしいんですね。

○総務課長（高橋純君） 今、社会情勢でいろんな物価が高騰しているだとか、あと能登半島の災害の復旧ですとか、そういうところでいろいろ工事のほう、値段が変わってきていますので、その50億円という目安はその当時は出しましたけれども、じゃ、それがそのままいけるかどうかいいいますと、またそれは今後社会情勢の変化によって変化していくものだと考えております。

○委員（内田美恵子君） じゃ、今の物価高なんかを考えると、もっと高騰するということもあり得るという理解でよろしいでしょうか。

○総務課長（高橋純君） その可能性は十分あると思っております。

○委員（内田美恵子君） 最後にいたしますが、学校の在り方いろいろそれぞれのお考えがあると思うんですけども、50億円以上を使って、どういう形にしろ、建設するというのであれば、本当に先ほど甲斐委員もおっしゃっていましたが、子どもたちにとって最適な、それから子どもだけでなく、地域の方、それから我孫子にとっても最適な施設となるよう、これから細部を詰めていく中で、いろいろな難しい課題が出てくると思うんですけども、それもしっかりと取り組んでいただきたいなと思います。

今、小中一貫校をつくったところでも、北海道の早来小中学校っていうんですかね、専門家の集まった会議で、私、Zoomで参加させていただいて見させていただいたんですが、公立なんですが、これからの教育というのはどうあるべきか、まさに10年、20年先にどういう人間が求められるのかというような本当に根源的な問題から皆さんと協議して、学校の役割とは何なんだというようなことを、まさに市民、皆さん交えて、専門家も含めて、素晴らしいところをつくっているところもありましたので、せっかく新しい学校を造るのであれば、まさに未来に向かって、よりよい教育の在り方が体现できるような場所を市民みんなで作っていくという形にしていかないと、何だこれ、一体校にしたけれども何のメリットもなかったよというようなことでは残念だなと思いますので、くれぐれもその辺はお願いしたいなと思います。

最後に教育長お願いします。

○教育長（丸智彦君） 私は令和2年度からこの話を進める際には、いつでも布佐中学校区の学校の子どもたちにとって最適な学習環境と言ってまいりました。その信念は今でも変わっておりません。

それからやはり、地域の方に愛される学校。これはまさにコミュニティスクール等も今進めているわけですので、その辺のことも十分考えた上で、今後また議論を進めていきたいというふうに考

【会議録（暫定版）】 校正中の原稿のため、正式な会議録ではありません。

えております。

○副委員長（江川克哉君） 暫時休憩いたします。

午後 2 時 3 1 分休憩

（委員長内田美恵子君、委員長席に着く）

午後 2 時 3 2 分開議

○委員長（内田美恵子君） 再開いたします。

ほかにありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（内田美恵子君） ないものと認めます。

暫時休憩いたします。

午後 2 時 3 2 分休憩

午後 2 時 4 4 分開議

○委員長（内田美恵子君） 再開いたします。

次に、生涯学習部に対する質問をお願いします。

○委員（早川真君） 先ほど大谷翔平選手のお話もありまして、野球も非常に盛り上がってきて、そしてプロ野球もシーズン開幕近く、そして何より中央学院高校甲子園出場ということで、市民の野球熱が大変高まっているなど感じております。

そういった中で野球場の管理のことなんですけど、先ほども料金改定のお話はありました。受益者負担ということで、適切な計算値に基づいてこういった形で市民に、この施設はこのぐらいお金がかかっているから、このぐらい負担してくださいねと求めていくということは、これはこれで一つ大切なことだろうと思います。

ただ一方、いわゆる昔、それぞれの地域の野球リーグであるとか、少年野球であるとか、そういった人たちがグラウンドの管理とか整備とか、いろんなことまで含めて、みんなでやってきた時代とは違って、受益者負担という形で料金をそれなりの負担をしていただくということになると、一方で、管理責任というのかな。やっぱり、それに見合った管理をしていただくということも一つ大切なことだと思うんです。その辺のバランスが取れているかどうかというのが非常に市民の納得感というところがあると思うんですよね。

例えばグラウンドの状況そのもの、例えば野球場一つとってみると、非常に今の指定管理の方は非常によくやってくださっていて、芝なんかもすごいですね、外野の芝なんかまるで変わって、すばらしいグラウンドになっているなど。市民レベルで利用するということでは、スタンドとかその

【会議録（暫定版）】 校正中の原稿のため、正式な会議録ではありません。

辺が欲しいなというのはあるでしょうけれども、グラウンドだけ見たらすごいなというような状況になっています。

ただ一方、当日の管理ですよね。その辺についてやっぱり利用者から結構いろいろおしかりをいただくことがあって。そのうちの一つに、使用料を取るんであればしっかり管理してくれよということで、例えば内野のシートの取ったり外したり、あれかなりの重労働だったりするんです。細かいこと言っちゃえばベースの設置もそうなのかもしれないけれども。それからその当日の前に雨とかが降ったりすれば、当然そのグラウンドの状況、よい状況で貸し出す。返すときにみんなマナーとしてグラウンド整備していくのは、それは当たり前だと思うんですけども。やっぱりその利用料が年々上がっていくにつれて、その辺のレベルというのもの、やはり市民も求めてくるということもあるので、現状の仕様書の中でそのあたり見直せるようなことがあったら、ぜひ管理者と協議をいただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

○文化・スポーツ課長補佐（永田正三君） 私も野球を経験している身として、ほかの野球場とか行くときにも、ブルーシートを敷いている球場とかはあります。そういうところは利用者が撤去することはほとんどなくて、管理者が撤去しているような状況が見受けられるので、今後、指定管理者と協議しながら、そこら辺の取扱いどうするかということも含めて検討させていただければと思います。

○委員（早川真君） ありがとうございます。

本当に、恐らくこの庁舎の中で一番その辺を熟知されている永田さんのお答えだと思いますので。本当にそうなんですよね。ほかの球場に行くと、やっぱりそういったところも管理の方がしっかりやってくれるし。あと例えば、今はなくなりましたが、鍵の受渡しなんかも、ちょっと間に違う団体を挟んだことでかなりトラブルがあったということも過去ありましたので。少し当日の、それまでのふだんの管理すごくよくやってくれていると思うので、当日の対応について少し御協議いただけたらと思います。

それで、あともう一つ、やっぱり野球場とかサッカー場っていうのはチームスポーツで、かなりたくさんの人に連絡を取り合って、みんなで予定を立ててやっているところで、今、当日の8時ですかね、オープンかクローズかということが発表されます。もちろん微妙なときは仕方ないのかと思うんですけど、明らかに前日に大雨警報が出ているときとか、台風が近づいている、そんなときでもなかなかその当日にならないと状況が分からなくて、皆さんちょっと予定がこれじゃ困っちゃうんだよねという声もあるので、そのあたりもちょっと臨機応変に、前日で判断できるようなときがあったら、ぜひそこもよろしくお願いたしたいんですけども、その辺はいかがでしょうか。

○文化・スポーツ課長補佐（永田正三君） 今、委員おっしゃられたとおり、当日の8時に判断、これは前日から雨が降って、もう利用ができない場合は、早めに中止の連絡等できるように、市民

【会議録（暫定版）】 校正中の原稿のため、正式な会議録ではありません。

サービスの向上にちょっと努めていければと思っております。

○委員（江川克哉君） 湖北台図書館について質問させていただきます。

まず、今後のスケジュールについてはどのようにお考えでしょうか。

○図書館長（穂村喜代子君） スケジュールなんですけれども、今、市で湖北台の全体の公共施設の整備の方針というのが出ております。今、第1期整備の方針で、消防署を中里地区に造っているところだと思うんですけれども、その第2期整備の方針が令和6年度から検討が始まる予定となっております。

そこで湖北台の図書館、それとほかの公共施設、社会福祉協議会の会議室等を含めたものをどうしていくかという検討を始めるという予定になっております。

○委員（江川克哉君） 今後、かなり検討しないといけない、いろいろな建物が統合したりとか、どの場所で造るとかということなので、まだ全然見えていないということなんですけど、以前ちょっと聞いたのが、移動図書館を湖北台図書館の補完のために利用していくというようなことも聞いたんですけれども、どうなんですか、利用されている方の人数とかは、十分補完できそうなんですか。

○図書館長（穂村喜代子君） もちろん建物の図書館と、あと移動の図書館では、役割も開館時間も全く違いますので、100%補完できるとは思えないんですけれども、ただできる限りニーズがある一番いい場所に移動図書館のステーションを置くということも考えながら、今後検討をしたいと思っております。

○委員（江川克哉君） そうしますと、新しく消防署もできて、いろいろな建物が一つになったりしたときに、湖北台図書館を移動図書館にするのではなくて、湖北台図書館が別のところに出るということも今後検討していくということよろしいですか。

○図書館長（穂村喜代子君） もちろんそのとおりです。

移動図書館については湖北台地区だけではなく、ほかの地域ももちろん全部回っていますし、小学校も全校回っているような状況ですので、湖北台に点々と、1丁目、2丁目、3丁目ってすごい短いスパンで行けるというわけではないので、本当に人が集まりやすい場所ですか、そういったところに湖北台地区、湖北地区もステーションを造りたいなという考え方はあるんですけれども、はいそうですね、委員のおっしゃるとおりです。

○委員（江川克哉君） ありがとうございます。

非常に市民の方も楽しみにしている図書館ですので、今後の検討を何とぞよろしくお願いいたします。答弁結構です。

○委員（早川真君） 私もちょっと関連して。私のところにもその話たくさん来ているもので、ちょっと確認させてください。

【会議録（暫定版）】 校正中の原稿のため、正式な会議録ではありません。

一応発表はされているんですけども、まず議会という場ですので、老朽化により不具合箇所が多数出ているということで、ここについてまず具体的に御説明ください。

○図書館長（穂村喜代子君） 老朽化の箇所なんですけれども、本当に言ってしまうと、ちょっと切りがない感じにはなってしまうんですが、少し具体的に申し上げますと、まず急な階段があるかと思うんですけど、その下にさびが目立ってきました水が滴り落ちているですとか、あと階段の支柱そのもののコンクリの塗装が剥げてちょっと落ちてきてしまったという現象ですとか、あと自動ドアが止まる、古くてもう部品の交換はできないと言われておりますので、止まってしまったら手動にするしかないといったところですか、あと出入口の手前の踊り場、階段が上がってすぐのところに水がたまってしまうんですね、雨が続いてしまうと。そういったところですか、あと2階のエアコン3台のうち2台がエラーが出がちなんです。これ6年くらい前に室外機の清掃をしたんですけども、やはりそもそも古くて交換はできていないので、その辺のところ、エアコンが止まってしまうかもしれないという。それと2階のトイレの2基のうち1基が、もう水が垂れてきてしまって、水がたまってしまったので、1基取り外しました。

それとか、あとは耐震補強は済んでいるんですけども、壁にひびが入っている状況です。1階に下りますと、エアコンの状況なんですけれども、2台あるうちの1台はもう諦めまして、事務室兼用ですので、つけていないというか修理はせずに取り外したという状況になっています。

あとバルクリースというのを市役所全体で何年か前に行ってLED化されたと思うんですが、湖北台分館の場合は、電気等の設備も古かったのでLEDには替えておりません。それで今後も替えられません。それと集密書架のほうなんですけれども、電動なんですけど故障しがちで、年に何回か止まるんですね。そうすると本が取り出せなくなってしまうたりしております。そういった状況です。

○委員（早川真君） 本当に大変な状況の中、修繕、修繕しながら対応してくださってきたんだなというのも重々分かっております。そもそも今度代替サービスとして移動図書館というお話もあったけれども、この湖北地区図書館そのものが我孫子市の図書館構想からすれば代替施設であったと私は認識しています。そもそも浄水場の中にあるということ自体も、セキュリティーからすればおかしい話です。

図書館の担当の方は御存じかもしれないですけど、恐らく議会でも30年近くいる人じゃなきゃ分からないと思うんですけど、もともと我孫子市の図書館の構想というのは3館造りましようとなつて、布佐ができましたよね。アビスタも、いわゆる我孫子中央公民館があったときに、今度合築施設でという形でアビスタができた。皆さんアビスタが中央館だとすごく勘違いされている方がたくさんいらっしゃる。その後ももちろん計画は変更になったけど。本来は湖北地区の図書館を中央機能を持たせるということで、そのとき当時の市民の皆さんには、ああいう浄水場の代替施設だけ

【会議録（暫定版）】 校正中の原稿のため、正式な会議録ではありません。

ども、それができるまで我慢してよという形で始まったのがスタートなんです。この中里の問題とはちょっと違うんですスタートが。それは後からの話でね。

その中で、これはもう今の市政じゃなくて、もっと前の市政なのでね。今の市政に求めることではないんだけど。当時の市民の人たちで、何とか我孫子でふさわしい図書館をつくりたいねということで、市民の皆さんが集まって、行政の皆さんと一緒に委員会をつくって、いろいろな施設を視察に行ったりして、当時は中央公園に公園と一体型のそういった図書館ができないだろうか、まさに今のアビスタのようなすばらしい構想だったと思うんですよね。

ところが、これも市長の時じゃないからそれは求めませんけれども、当時の執行部は、いや、公園用地は削らせませんということで、それがなくなってしまった。その後、じゃ用地はどうしようかということで、ちょっと暗礁に乗り上げてしまって、この間あったと。

消防署の施設の話が出たけれども、もともとはそういう考え方でスタートしてたので、湖北地区という意味では、確かにそれは整合性は取れているけれども、もともとの考え方とももとの暫定でやってきたところの立地からすると、あまりにもちょっと東に遠くなってしまって利用が難しいよねという形で、なかなかちょっと住民の方々も1期目には話がまとまらなかったって、これが本当のところだと思うんです。

ですので、本当に多くの皆さんの希望をずっと待っていただいている状況ですので、2期、これ秋頃から電子図書館サービスを導入するって言うけど、これ電子図書館サービスっていうのは、いわゆる今のような図書館って、先ほども機能が全然違うっておっしゃったじゃないですか。

やっぱり現地に行って、最初からこの本を狙っていくのもありだけれども、そうじゃなくていろんなものを見ながら、そこでまず読書をしたり、そしてこれは借りていこうと、これが図書館の本来の機能だと思うんで。これはやはりちょっと代替サービスと言うには、ちょっと弱いと思うんです。

実際私のところにも、もう30年楽しみにしている人たちが毎日、もうその方々も80代ですね。その方々、毎日日課として湖北台の浄水場に通って読書をして帰っているという方々がいらっしゃいます。中心になってやってきた方々で、もう鬼籍に入ってしまった方々も私も知っています。

そういう方々からやっぱり連絡がありましてね。これちょっとどういう、俺たちの生きがいだっただよって、毎日通っていたんだけど。電子図書館サービス分かんないよと、そういう声。じゃ次いつなんだろうねということで、ごめんなさい、長くなっちゃうけれども、先ほど令和6年度から検討に入るということで、何とか市のほうも、湖北台の施設の統合化の2期工事でやってくれるって言ってくれているから、もう少し待ってくださいというふうに説明しているんだけど、いやあ、その頃俺らもういないよねって言われちゃうんですよね。ですのでこれ本当に急いでいただきたい、この計画について。

【会議録（暫定版）】 校正中の原稿のため、正式な会議録ではありません。

少なくとも、でき上がるのがいつになるか、もちろん難しいかもしれないけど、見えてくれば皆さん、ああ、そっかと。それまで、バス乗ってほかのところ行こうとか、電子図書館こういうのにも俺たちもチャレンジしてみようかなとか、そういうことにもなるかと思うので、ぜひぜひ説明この計画2期工事というか、図書館のほう最優先で進めていただきたいと思います。ぜひよろしくをお願いします。

○図書館長（穂村喜代子君） ありがとうございます。

代替のサービスと言って電子図書館って今おっしゃっていただいたんですけども、電子図書館に関してはあくまでも図書館の新しいサービスという位置づけになっています。というのも湖北台の地区の方だけ利用できるのではなく、我孫子市内の方皆さんもちろん利用できますので、それは新しいサービスと考えています。

湖北台を2階をちょっと使えないという状況になるに当たっては、1階のほうで窓口を開いて、そこで本は読めないんですけども、予約していただいた本を取りに来て、貸し出すということとすとか、あと移動図書館を土曜日に羽を開いて、そこで本を選んでいただいてということもしていかうということで4月から始めますので、そちらのほうを御利用いただいて、あとは何とか検討のほうを行っていくということで。

○委員（早川真君） ぜひお願いします。

一日も早く地域の皆さんが希望を持てるような計画を発表されることを願っておりますし。

それと移動図書館ですよ。土曜日の午後ということですけど、これももちろん車のこともあるし、そのスケジュールとかもあると思うんだけど。先ほど申し上げましたけど、湖北台、大変高齢化が高い中で、湖北台だけじゃないですね、いろんなあの周辺高い中で、本当に自分の健康を保つことも含めて、そして読書ということで日課にして通われていた人たちがたくさんいらっしゃいますので、ぜひ、ちょっと今の段階では即答は難しいかもしれませんが、土曜日の午後というだけではなく、もし可能なのであれば、もう少し移動図書館の回数を増やしていただけるかどうか、その辺についても御検討いただけますでしょうか。

○図書館長（穂村喜代子君） 今、本当に即答はできないんですけども、水曜日から土曜日までの午前中までの間、移動図書館が今フル稼働なんですね。小学校13校全部行っていますので、火曜日まで使って動かしているというような状況ですので、なかなかちょっと時間取れるかどうかは分からないんですけども、もう一度練り直してはみます。ありがとうございます。

○委員（早川真君） 分かりました。

小学校13校についての、その辺のぜひアピールしてもいいかなと思うんですね。そうすると本当にそれぞれの地域の方々が、そこに小学生だけじゃなくて使えるということをもっとお知らせ。それは、でも学校だけなのかな、そうすると。

【会議録（暫定版）】 校正中の原稿のため、正式な会議録ではありません。

そうすると、学校だけということになると、そうではなくて、その地域の方も利用できるような形で。例えば浄水場ということであれば、すぐそばに西小学校があるわけですから、そこに来ていただいているのであれば、1回じゃなくて2回、実際そういうカウントも考えられますので。ちょっとその利用の、今は制限されているかもしれませんが、その辺の枠についても十分子どもたちのセキュリティーの面を考慮しながらになるとは思いますが、その辺もちょっとぜひ検討いただけますでしょうか。

○図書館長（穂村喜代子君） 小学校に関しては、今本当に小学校の子どもたちと、あと先生しか利用できない状況にはなっています。私が勝手に答えられはしないんですけども、学校のほうもやっぱり開かれた学校ということも目指しておりますので、いつの日か市民の方もお使いいただけるようになるといいかもしれないんですが、今のところやはり学校の子どもたちだけという利用になってしまいますので、ほかの場所でステーションを考えていきたいなと思います。

○委員（早川真君） 分かりました。

ちょっといい方法だなと思ったんですけどね、しっかりとした管理された中で、小学校区というとまさに地域の方々が徒歩で行ける範囲ですので。それはちょっと、今はこうだから、もちろん規則があるんでしょうけど、そこはちょっと柔軟に考えていただいて、一番それがお金もかからず、スケジュールもそれほど変更せずいける方法だと思いますので。そこについては、もう少しちょっと、もう入り口で駄目じゃなくてちょっと検討いただけますか。

○図書館長（穂村喜代子君） 指導課だったり学校教育課だったりと相談しながら、少し進めてまいりたいと思います。

○委員（早川真君） ぜひよろしくをお願いします。

やっぱり先ほど公園の話もあったけど、公園とそれから図書館が充実しているまちって、やっぱりすごくいいまちが多いですよ。ですので、我孫子市というのは緑も多いし、だからすごくそういう可能性のあるまちだと思います。それで移住してくる人たちも、定住してくれる人も増えると思いますので、そういったことも進めていただけたらなと思います。

今、移動図書館、小学校13校お話を聞いたときに、私すぐ思い出すのは、柏市ってしっかりとした図書館って、最近ですよ。我孫子とはちょっとやり方が違って、もともと近隣センターに全部図書室があるんですよ、柏市って。だから、地域の人たちはそこに行っているんな本を読んだりとかして、今の現在だったら多分オンラインで移動させていたんです。でも最初はそうじゃなかったと思うんですね。

そういったやり方やっているところもあるし、それがいいってわけじゃなくて、やっぱり我孫子はそれよりもしっかりとしたもの3館造ろうということで進めてきたから、それはそれでいいと思うんですけど。高齢社会になってきて、そういった方法も一つの方法かなと思いますので、ぜひほか

【会議録（暫定版）】 校正中の原稿のため、正式な会議録ではありません。

の公共施設を十分学校も含めて利用していただいで、市民の皆さんが身近に読書に接せられるような環境をこれからも整えていただければと思います。本当に、よくやっただいでいると思いますんですけども、非常に皆さん残念で、もう本当に残念、残念だという声が届いていますので、ぜひよろしくお願ひします。

○図書館長（穂村喜代子君） ありがとうございます。

図書館としてもどうか、教育委員会としても本当に苦渋の決断で、湖北台分館、2階は入れないということにしたんですけども、ほかの方法何かないか、それは電子図書館も含めて考えてきたいと思っただいでいます。

○委員長（内田美恵子君） ほかにありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（内田美恵子君） ないものと認めます。

暫時休憩いたします。

午後 3 時 0 7 分休憩

午後 3 時 1 1 分開議

○委員長（内田美恵子君） 再開いたします。

次に、健康福祉部に対する質問をお願いします。

○委員（江川克哉君） 第3期我孫子市国民健康保険データヘルス計画及び第4期我孫子市特定健康診査等実施計画についてお尋ねいたします。

先日勉強会で勉強させていただいたんですけども、そのとき5時過ぎていたもんですから、ちょっとなかなか質問ができなくて、質問しなかったんですけども、こちら見させていただいて非常にびっくりしました。まず、我孫子市が千葉県の中で健康寿命が男子、女子ともに第1位なんですよね。これは非常に特筆すべきことで、もっともっと我孫子市は宣伝したほうがいいんじゃないかなというふうに思ったんですけども。

まず一つの、一つではないんでしょうけれども、考えられる原因としては、いろいろあるんでしょうけど、どのようなものをお考えになりますでしょうか。

○健康づくり支援課長補佐（村田真友美君） 健康寿命延伸のために、市では健康増進法に基づく心も体も健康プランやデータヘルス計画、介護保険事業計画、高齢者保健福祉計画など、各計画の整合性を取りながら推進に取り組んでおります。

例えば心も体も健康プランでは、生活習慣の改善、疾病予防のために、日頃から市民が望ましい生活習慣を実践するということで、疾病そのものを予防する1次予防というものを重視して、健康や食生活、歯、口腔に関わる啓発、情報提供などを実施するほか、健康チェックとしてがん検診や

【会議録（暫定版）】 校正中の原稿のため、正式な会議録ではありません。

脳ドック事業などを実施しまして、生活習慣病や認知症のリスクなど、まず早期発見ということにつながっています。

またデータヘルス計画においては、特定健康診査や特定保健指導を実施し、将来の生活習慣病の発症や悪化の予防ということに取り組んでいるとともに、健診結果やレセプトデータ等の健康医療情報を活用して、特定健康診査や特定保健指導の未利用者対策、生活習慣病の治療者等受診勧奨事業、糖尿病性腎症重症化予防事業などを行うなど、幅広い年代の被保険者の方の状況と健康課題に応じた保健事業を実施して、健康寿命の延伸を目指しています。

またさらに、介護保険事業計画、高齢者保健福祉計画においては、高齢者が健康で生きがいのある暮らしの実現を目指しまして、高齢者なんでも相談室での健康相談や健康状態不明者の状況把握、地域の通いの場へ専門職が出向いて、高齢者のフレイル状態を把握した上で実施する保健事業と介護予防の一体的事業などを行っておりますので、これらの様々な取組によって高い実績というのが出ているのかと思われまます。

○委員（江川克哉君） ありがとうございます。

関係者の方々の様々な御努力によって、そういった結果になったんだと思うんですけども、今の御回答と同じことにはなると思うんですけども、それ以外にも、要介護支援認定者の疾病別有病率、これ令和4年度なんですけども、これを見ても、糖尿病、高血圧症、脂質異常症、心臓病、これがいずれも県の中でも、それから同規模の他市でも、それから国と比べても非常に我孫子市は少ないという状況ですので、これも先ほどおっしゃっていただいた、もちろん栄養管理ですとか運動ですとか、また心のストレスの解消のことですとか、様々なそういった事業について、そういった結果になっていると。これはそういうことでよろしいですか。

○健康づくり支援課長補佐（村田真友美君） 委員のおっしゃるように、これが特にというところではちょっとなかなか言えないかとは思いますが、先ほど申し上げたような様々なところでの取組で、結果が少しずつ出てきているのかなと考えます。

○委員（江川克哉君） ありがとうございます。

先ほどの国民健康保険ともちょっとかぶってくると思うんですけど、医療費が逼迫している理由としてあらゆる理由が考えられますけれども、特に聞いていますのが、腎臓の透析に非常に費用がかかって保険料を逼迫しているということなんですけど、これに対しても我孫子市は、非常に県や同規模の他市とか国と比べても非常に低いんですけども、それに対しては特に何か特筆すべき、このことかなというように思い当たるようなことってありますか。

○国保年金課長（海老原正君） 透析患者の方の医療費というのが1年間で大体650万円ほどかかるというのが、国民健康保険のレセプトデータであるとか、そういったもので大体そのぐらいかかるというものも出ていますし、透析に至るまでに、その原因となった疾患というのが、糖尿病性

【会議録（暫定版）】 校正中の原稿のため、正式な会議録ではありません。

腎症というものに至った方が透析になられるというのが約7割というデータも出ています。

そういったこともありますので、国保事業としてデータヘルス計画に位置づけている事業で、糖尿病性腎症重症化予防事業というものを位置づけまして、そのリスクがある方々に対して保健指導を行ったりとか、そういった取組を今までやってきていますし、今度、新しい計画が4月にできますけれども、その計画でも位置づけて、引き続きそういう事業は続けていって、市民の方が被保険者の方になりますけれども、透析に至らないような取組を今後も続けていきたいと考えております。

○委員（江川克哉君） ありがとうございます。

これ本当に様々な方々の御努力の結果だと思しますので、今おっしゃっていただいたように、これからも市民の健康を保持していく御努力を引き続き続けていただきますよう、何とぞよろしくお願い致します。

以上です。答弁結構です。

○委員（早川真君） 第9期介護保険事業計画、先日勉強会させていただきました。

そのときにもるる申し上げたんですけれども、これまでちょっといろいろ問題提起をしてきた立場から、やはり議会のほうできちんと少し示させていただきたいと思しますので、勉強会と繰り返しになることもありますけれども、しばし御容赦いただきたいと思します。

それで、これ全体的に読ませていただいて、先日も勉強させていただいたんですけれども、介護サービス事業所にとって事業経営上の課題、何が一番悩まれているとお考えでしょうか。

○介護保険室長（茅野強君） この介護保険事業計画策定前に、介護サービス事業所のほうにアンケート調査を取りました。その結果、やはり人材確保、人員不足というのが、今コロナ禍は5類には下がりましたが、いまだに介護サービス事業所のほうは、感染対策、3密を徹底して行っているということです、やはり介護人材のほうが一番大きな問題ではないかと思っております。

○委員（早川真君） お答えのとおりだと思います。

このアンケートのほうでも、職員の確保が難しいと答えられたところが72.9%、それから職員の待遇改善ができないと答えられたところも21.8%と。その間には、事務作業が多いとか、それから介護報酬が低いとか、いろいろなことがあります。

そういった中で、そういった事業所をしっかりと支えていかなきゃいけない、社会で支えていこうということで、恐らく介護保険制度もでき上がって。ですので、介護保険料の値上げについては、ある程度の市民も、そして議会のほうも理解が得られているというのは、そういった背景もあろうかと思します。

ただ、それをおいても、本当に介護保険制度の中で、お給料も出しながら事業を運営していくのは物すごく大変なことで、やはりそもそもの問題として、介護従事者の労働力の割に賃金が安いと。これがもう社会問題。これはもう我孫子市だけの問題じゃなくて。ですからいろいろなことを国も

【会議録（暫定版）】 校正中の原稿のため、正式な会議録ではありません。

提案してきたり、県のほうも提案してきたり、それから私も何度も何度も我孫子市にもお願いしているんですけども、なかなかやってくださらないですけど、市としての独自支援策。それは施設にじゃなくて。施設には今までやってくださっていますね。コロナ禍のときとかにもそういうのがありますけれども。そうじゃなくて、そこで働く人に何かないだろうかということで、お話をさせていただいてきたところなんですけれども。

実際この9期の計画の中でも、基本指針の中で、もう介護人材確保及び介護現場の生産性向上の推進ということで、その一番最初にケアマネジメントの質の向上及び人材確保というところで挙げられていますので、市としてもこれが一番大事なんだなということを認識されていることは十分分かった上なんですけど。では、施政方針にもありましたけれども、介護人材の不足に対応するため、介護分野への就業希望者等を対象としたイベントの開催や、キャリアアップのための資格取得費用を助成支援するなど、様々な取組を通じ介護人材の確保、育成に努めますと書いてあるんです。

これはぜひ進めていただきたいけれども、これで確保できるとお思いでしょうか。

○介護保険室長（茅野強君） 介護人材につきましては、やはり千葉県統計資料等見ても、今後、もう千人単位で人材が不足するということが言われております。

今回の私どもで、計画のほうで含めさせていただいた初任者研修の助成、実務者研修の助成、これらを行っても、抜本的にやはり介護人材の充足というのは、厳しい状況が今後も続くのではないかと思います。

○委員（早川真君） これはもちろん介護保険制度の限界というのもあるし、ここはもう本当に国にしっかりと、導入後かなりたっていますから、しっかり見直していただかなければいけない。

場合によっては、国費としてきちんと別の形で投入していただいて、介護人材を確保していくということも求めていかなければいけないと思いますし、こういうのは我々議会とか、もちろん市長は市長会とかあるでしょうけれども、そういったところでいろいろ私たちも政治的な動きも必要かと思うんですけども。一方で、事務方の方々の中でも、これではうちのほうは十分でないよというようなことについても、少し積み上げていっていただきたいと思うんです。

それで、今回ちょっと具体的にお話聞きたいのが、職業人講話会や職場体験学習、それからそういう介護職の理解を高める取組を行いますというこのイベントの趣旨、これは大切なことなんで、それこそお子さんも含めてどんどん進めていただきたい。これはこれで。だけど、これが直、では、よし、介護職に就いてみようかって思うときに、現実的にいろんな条件を見て、なかなか希望者がいないということもあるんです。これ、学校の先生なんかもそうかもしれないけれども、そういったことが出てくる。

じゃ、もう一つのほうですね。資格取得の費用助成、こっちが結構ポイントになるのかなと思うんですけど。これでも、いろいろ見てみますと、これ市の独自事業ということではないですよ。

【会議録（暫定版）】 校正中の原稿のため、正式な会議録ではありません。

これに9期に書かれていますけど。これについてまず説明してください。

○介護保険室長（茅野強君） こちらにつきましては、県の事業で補助を75%受けて行う事業となります。

○委員（早川真君） 県の補助事業で県が75%、市町村が25%ということなのかなと理解しましたが、これは恐らく我孫子市だけが手を挙げているんじゃないですね。近隣市はどこも手を挙げていると理解していいですか。

○介護保険室長（茅野強君） 委員御指摘のとおりです。

○委員（早川真君） そうすると、これは多分ですよ。もちろん介護職の方が資格を取るためのスキルアップのためにはもちろん、それには貢献いただけるけれども、でも人材を確保していく。我孫子市の介護施設の介護人材不足の解消には、恐らくこれではつながらないと思うんですね。結局取り合いは変わりませんが、そうはお考えにならないですか。

○介護保険室長（茅野強君） 確かに、委員御指摘のとおり、近隣の自治体でも行っている事業ということで、やっとこれでイーブンになったなみたいなお話、以前だったかと思うんですけども。

確かに、人材としては充足できないかもしれませんが、やはりこれらの方が資格がないと介護助手ということで、やはりこれらの方の初任者研修、実務者研修を取ることによって、やはりスキルアップをしていただいて、あとは、お一人のモチベーションの変化にもつながるかと思しますので、やはり数的なものは難しいかもしれませんが、一人一人の働くモチベーションの変化、高いモチベーションで業務のほうに取り組んでいただけるのではないかなということで、こちらのほうは考えております。

○委員（早川真君） ありがとうございます。

それはこれで、ぜひそれを進めていただきたいと思います。そこでスキルアップして資格を取ることによって、それが給料のアップにつながればいいなと思いますし、そういったことを事業者にも促していただきたいと思いますし、ただ事業者は先ほど申し上げたとおり、介護保険制度の中の入りの中で運営せねばならないので、なかなかそうは言っても、せつかく資格取っても、そういう方々にいいお給料をしっかりと出せるのかどうかというのは大変難しい課題だと思うし、そうすると大手は何とか体力があるからやれたとしても、中小の事業所がどんどん閉鎖していく。こういった形で、結果的に高齢者の方々の市民サービスが低下してしまう。

1例を言えば、やはり今、何とかかんとか大きい特養さんなんかはできていたりする。それと、入所の施設で定員入っているところは何とかなっているけれども、どこもやっぱりデイサービスやらなくなってきていますよね、大きいところ以外。少しそういうところも増えてきている。これは我孫子だけじゃなくて、いろいろなそういう課題も出てきていますので。これコロナで落ち着くのかと思ったら、そういうわけでもないですね、どうも見ていると。

【会議録（暫定版）】 校正中の原稿のため、正式な会議録ではありません。

ですから、やっぱりもっと根本的なところに課題があると思うので、これはこれで、何度も言うけど国にしっかりやってもらなきゃいけないけど、でも、即時的に今我孫子がそういう人材を確保しなきゃいけないということになると、私も何度もいろんな自治体のお話していますが、他市のように、介護職、市内で働いてくださる方に対して、家賃補助であるとか、保育料の補助であるとか、そういったことをやっているところあるよって、ちょっと考えてみたらどうなんですかということもお話ししてきました。

ですので、そういったことも、この計画を見ると、本当にこの2つの事業に言い切っちゃっているんですね。ではなくて、これからそういった何かいいアイデアが出てきた、あるいは国の動向、県の動向で、こういったことも加えて、介護人材確保で我孫子の独自支援策できるんじゃないかということがあったときに、即座にそこで実施できるような、そういった計画書にしていきたいんですけれども。

これまだ、コンプリートではないと思うので、ぜひこの人材育成確保支援事業のところをもう少し含みを持たした形で、私ももっともっと、いろいろと歩いて調べて皆さんにお話ししたいと思うし、勉強したいと思いますし、皆さんも少しその辺研究いただいて、ちょっと書き口というのですかね、少し工夫いただけないかな。これだけだと多分私がこれからいろいろ提案しても、次の10期計画で検討したいと思いますのでというのがまたずっと続いてしまうのかなと思うので、少しここは、改良の余地があるのかどうか、お願いします。

○介護保険室長（茅野強君） 委員御指摘のとおり、やはり今、現行の素案のほうですと御指摘の項目が抜けておまして、やはり私どもとしては、国が取り組んでいる多様な人材の確保や処遇改善等を伴う総合的な取組、国が行っております。次に県では、千葉県福祉人材確保・定着推進方針、これを策定して市町村や事業所と連携した人材確保等を行っております。

あと、私ども、もう本当に細かいことになるかもしれませんが、資格を有していない介護助手の活用ですとか、あとは事業所に対するハラスメント研修とか、そういうところで介護従事者の負担軽減や離職防止の取組、これらを進めていければと思っております。

○委員（早川真君） ぜひよろしく願いいたします。

くどいようですけれども、国全体そして県と一緒に進めている事業では、多分、即時的には、我孫子市の人材不足は埋まらないと思いますので、そこに負けないだけのいわゆる横になるのかな、この場合横出しの我孫子市ならではの何かインセンティブがないと、ちょっと集まらないと思いますので、そこはまた今後も引き続き検討いただいて、この計画の中で実現できるように頑張りたいと思います。

それで、今ハラスメント対策のこと、お話ありました。指針の中の人材確保の2番目に出ているということで、これもすごく課題になっています。ハラスメント、それから介護虐待の問題もあり

【会議録（暫定版）】校正中の原稿のため、正式な会議録ではありません。

ますよね。これが、じゃ、虐待してしまったその介護従事者だけに本当に問題があるんだろうかといったら、私はそうとは思えないですね。少々大きな特養でも夜になると1人で何十人と見ているような状況も聞いておりますし、そういう中で、さらにハラスメントなんかがあれば、やはりその従事者の方のすごく精神状態も厳しくなってくると思いますので。そこは重々市のほうでも、どういった状況で皆さん働いてらっしゃるかということは把握していただいて、必要な対策、事業者の場合によっては指導も含めてしっかりやっていただかないと、ますます離れていこうなと思います。

それで、例えば県外、でも市内、市外にも、県内にもあるのかもしれないですけど、私は福岡県辺りでは確認したんですが、大きな介護事業所とかだと、カウンセラーを自前で職員として採用して、それでその事業所の職員のカウンセリングをしているというお話を聞いております。

市内あるいは近隣でそういった施設のこのあたりはございますでしょうか。

○介護保険室長（茅野強君） ちょっと情報のほうは把握はしておりませんが、すみません。県のほうで、恐らくカウンセラー派遣事業というのがあったかと思っておりますので、ちょっとその制度を調べて、事業所等にも周知等、図っていければと思っております。

○委員（早川真君） ぜひよろしくをお願いします。

これちょっと今日いきなりの質問だったんで恐縮です。ヒアリングしとけばよかったなと思うんですけど。県のほうでそういうカウンセラー派遣事業があるのであれば、それを活用していただいて市内の事業所に定期的に派遣いただくということも一つだと思いますし、例えば我孫子市で本当に独自支援事業としてやるのであれば、我孫子市で、そういうカウンセラーの方を採用していろんな事業所に回っていただく。こういうことも、ありなのかなと思っておりますので。ぜひその辺についてもちょっと幅広く検討いただいて、働く方々の賃金面だけじゃなくて、そういったケアについても御配慮いただければありがたいと思いますが、よろしくをお願いします。

○介護保険室長（茅野強君） 介護保険事業計画につきましては、策定後も介護保険市民会議で進行管理等行ってまいりますので、そちらも併せて検討等進めて、議題に上げさせていただいて、取り組んでいきたいと思っております。

○委員（早川真君） ありがとうございます。

本当に、現場としても事業所も本当に回っていただいて実情を見ていただいているのもよく私も承知しておりますし、皆さんもう数少ない人員の中で、本当にやっていただいているのもよく分かっています。

ただ、このままいって新年度また、1つ100床ということで施設ができて、これはこれで本当にありがたいなと思っているんですけど、恐らく近い将来、施設はできても、ベッドは空きがあっても、働く人がいないから入所ができないという、こういった事態が現実になってくるんじゃない

【会議録（暫定版）】 校正中の原稿のため、正式な会議録ではありません。

かなという懸念もありますので、ぜひそこで働く方々のケアについて、引き続きよろしくお願いたします。ありがとうございます。

○委員（岩井康君） 私のほうからは、当市も高齢化がかなり進んでいるわけですが、そういう中では、高齢者なんでも相談室に行って相談をする方もいれば、また認知症になってしまったとかね。また家族の方もかなり高齢でなかなか対応できないと、こういった方々も増えていると思うんですね。

そういう中で出てくるのが一つは後見人なんですけれども、後見人を例えば市長あつせんの後見であるとか、それから法定後見だとかいろいろありますけれども、認知症になってからではもう後見人つけられませんので。そうすると、我孫子市では今現在どういう形で後見人の養成等々をしているのかについてお知らせいただきたいと思います。

○高齢者なんでも相談室長（長島公子君） 高齢者支援課では、市長申立ての後見人のほうを行っているんですけれども、そちらの方は、やはりおうちで家族に虐待を受けていて経済的に搾取されていたり、あとは認知症になってという方がやはり多く、そういった方を市長申立てという形での後見人として、対応しているところです。

○委員（岩井康君） ありがとうございます。

家族の方がいらっしゃればそういう方法もあるんですけれども、独居の方とか、そういった方なんかに対して早く手を打たないとなかなか大変な問題になっていくわけなので、これらについても市としてもどういう対応をしていくのか、ぜひ急いでいただきたいと思うんですが、いかがでしょうか。

○高齢者なんでも相談室長（長島公子君） 成年後見人につきましては、こちらのほうとしては市長申立てに係るって、先ほどおっしゃったような形での対応をしているところなんですけれども、2親等以内の親族がいないとか、または親族がいても虐待によって権利侵害の状態になっているというケースが増えてきておりますので、そういったことがならない前に、なんでも相談室やケアマネジャー、そういった関係機関が意識を持ってそのケアに当たって、そういうふうにならないような形を取っていったらというふうには思っております。

○委員（岩井康君） なんでも相談室に行っているいろいろ相談する、そして、市長申立ての後見人を具体的に進めていくというのも方法ではありますけれども、多くの市民がそういった活動にも参画できるような、そういう運動をやっていく必要があると思うんですね。

そういう点では、養成講座をしっかりと取り組むとか、そういうふうにしなごら、1回に何十人なんていう数にならないかも分からないけれども、しかし、積み重ねていく中で後見人が生まれてくるとなると、市の職員の方と一緒になごらそういう活動も進められていくというふうにするわけですね。ぜひそのあたりについても。

【会議録（暫定版）】 校正中の原稿のため、正式な会議録ではありません。

たしか何年か前は市のほうも養成講座なんかのバックアップをしてくれたと思うんですね。今はどうなっているのかなというのをお聞きしたいんですが。

○社会福祉課長（小池斉君） 後見人の中でも、今委員おっしゃったように、市民の方も参画できるということで、市民後見人の養成講座につきましては今年度も実施しましたし、来年度以降も継続して実施していくという予定でございます。

それからあと、そういった市民後見に限らず、成年後見制度について気軽に相談ができる制度の利用方法ですとか、そうしたことを相談できる窓口といったものを一括してできるような、中核機関というのを今後我孫子市でも設置していきたいと考えておりますので、そういったことの設置に向けての、今、関係者を集めて会議を実施しているところですので、今後そういった市民の方が、特に高齢者の方非常に増えておりますので、そういった方々が将来的に後見人をつけるに当たって、どうしたらいいのかというのを気軽に相談できる窓口の設置に向けて、今後じっくりと検討して実施に向けて進めていきたいと考えております。

○委員（岩井康君） ありがとうございます。

養成講座をするにしても当然、予算を伴うわけですね、財政が。ですからそのあたりについても、財政的な措置をしながら、そしてぜひ市民が後見人の仕事ができるような、そういったシステムにさらに高めていただきたいと思いますと思うんですが、いかがでしょうか。

○社会福祉課長補佐（津川智君） 市民後見人養成講座につきましても、今後の会議の進行にもよるんですけども、いろいろ進めていく中で諸問題いっぱい出てくるわけなんですよ。それを解決していかなきゃいけないということで、まず専門職の方を、弁護士さん、司法書士さんのほか社会福祉士さんなどをまず活用していただいて、その後市民後見人というのが、裁判所からもお話をいただいているところでございます。

○委員（岩井康君） ありがとうございます。

西館の3階のラックなんかにありますよね。後見人のリーフなんかがね。だからああいったことはあるんですけども、実際にそれをしっかりと生かして市民後見人ができるようなことをぜひ進めていただきたいと思います。よろしく申し上げます。

○委員長（内田美恵子君） ほかにありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（内田美恵子君） ないものと認めます。

暫時休憩いたします。

午後 3 時 4 3 分休憩

午後 3 時 4 7 分開議

【会議録（暫定版）】 校正中の原稿のため、正式な会議録ではありません。

○委員長（内田美恵子君） 再開いたします。

次に、子ども部に対する質問をお願いします。

○委員（芝田真代君） すみません質問させていただきます。

お手元の資料、市政方針7ページの3段落を御覧ください。3行目の「新たに「子どもの貧困計画」及び「子ども・若者計画」とありますが、こちらの内容について詳しくお聞かせいただけますでしょうか。

○子ども支援課主幹（三宅智之君） 子ども総合計画の概要についてちょっと述べさせていただきます。

今、子ども総合計画なんですが、子ども・子育て支援法に基づきます、市町村子ども・子育て支援事業計画と、あと次世代育成支援対策推進法に基づく市町村行動計画というのを兼ねておりまして、今、その子ども総合計画というのを実施しております。

今回、次期子ども総合計画策定のためにアンケートを実施したりしておりまして、令和7年度から新しい第5次子ども総合計画というのをスタートをするようになっておりまして、その中で、今までなかった部分で、子どもの貧困に対する計画ですね、いわゆる貧困を進めていくということではなくて、あくまでも貧困対策として、そういったことを推進していく事業を行ったりする計画、そういったものを含める計画と、あと子ども・若者計画というのが、結局若者に対する支援策ですとか、そういった事業ですね。そういったところを含めて計画をつくっていくというようなことになっております。

○委員（芝田真代君） ありがとうございます。

若者というのは、学生を超えてまでの範囲を指しますか。

○子ども支援課主幹（三宅智之君） もちろん学生さんも入っておりますし、なかなかそこを定義づけるというのは難しいんですが、やはり学生のより上の歳になっても支援を必要とする方もいらっしゃると思いますので、そういった方も含めた形で、計画の中で含めて、事業を含めて実施していくというものになっております。

○委員（芝田真代君） 丁寧な御答弁ありがとうございます。

こちら実は市民の方から御指摘がありまして、子どもの貧困計画というのはという、先ほど御答弁にもありましたが、ちょっと耳障りがあまりよろしくないかと思われましたので、もし変更の意向ございましたらお願いいたしたいところです。

○子ども支援課主幹（三宅智之君） 御指摘いただきましたとおり、本市の中の表記の仕方というのが貧困計画という表現になっておりまして、捉え方によっては貧困化を進めるみたいな意味を捉えられてしまう方も中にはいらっしゃるということで、実はそういった御指摘をいただいておりますので、その辺の表現の仕方といいますか、今回の件に限らず、やはり市民に誤解を与えてしまう

【会議録（暫定版）】 校正中の原稿のため、正式な会議録ではありません。

ような表現というのはやはりいけないというふうには認識しておりますので、今回の件にかかわらず、そういったところは、今後意識して、ちゃんと市民の方にお伝えできるようにやっていきたいと思えます。

どうぞよろしくお願ひいたします。ありがとうございます。

○委員（芝田真代君） かしこまりました。どうぞよろしくお願ひいたします。

○委員長（内田美恵子君） ほかにありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（内田美恵子君） ないようですので、所管事項に対する質問を打ち切ります。

暫時休憩いたします。

午後 3 時 5 1 分休憩

午後 3 時 5 3 分開議

○委員長（内田美恵子君） 再開いたします。

お諮りいたします。閉会中の継続調査事項につきましては、教育福祉行政について行政視察を行いたいと思えます。これに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（内田美恵子君） 御異議ないものと認めます。

よって、そのように決定されました。

なお、視察先等につきましては、委員長、副委員長に一任願ひたいと思えます。

以上で本委員会を散会いたします。お疲れさまでした。

午後 3 時 5 3 分散会